# 青葉区防災計画

# 震災対策編

**AOBA 2022** 



横浜市青葉区 令和4年8月

# よこはま地震防災市民憲章

#### ~ 私たちの命は私たちで守る ~

ここ横浜は、かつて関東大震災に見舞われ、多くの方が犠牲になりました。

大地震は必ずやってきます。その時、行政からの支援はすぐには届きません。

私たち横浜市民はそれぞれが持つ市民力を発揮し、一人ひとりの備えと地域の絆で大地震を乗り 越えるため、ここに憲章を定めます。

穏やかな日常。それを一瞬にして破壊する大地震。大地震はいつも突然やって来る。今日かもしれないし、明日かもしれない。

だから、私は自分に問いかける。地震への備えは十分だろうかと。

大地震で生死を分けるのは、運・不運だけではない。また、自分で自分を守れない人がいることも 忘れてはならない。私は、私自身と周りの大切な人たちの命を守りたい。

だから、私は考える。今、地震が起きたら、どう行動しようかと。

不安の中の避難生活。けれどみんなが少しずつ我慢し、みんなが力を合わせれば必ず乗り越えられる。

だから、私は自分に言い聞かせる。周りのためにできることが私にも必ずあると。

東日本大震災から、私たちは多くのことを学んだ。頼みの行政も被災する。大地震から命を守り、 困難を乗り越えるのは私たち自身。多くの犠牲者のためにも、このことを風化させてはならない。

だから、私は次世代に伝える。自助・共助の大切さを。

平成 25 年3月 11 日制定

#### よこはま地震防災市民憲章[行動指針]

#### (備え)

- 1 自宅の耐震化と、家具の転倒防止をしておきます。
- 2 地域を知り、地域の中の隠れた危険を把握しておきます。
- 3 少なくとも3日分の飲料水、食料、トイレパックを備蓄し、消火器を設置しておきます。
- 4 家族や大切な人との連絡方法をあらかじめ決めておきます。
- 5 いっとき避難場所、地域防災拠点や広域避難場所、津波からの避難場所を確認しておきます。
- 6 家族ぐるみ、会社ぐるみ、地域ぐるみで防災訓練に参加します。

#### (発災直後)

- 1 強い揺れを感じたら、命を守るためにその場に合った身の安全を図ります。
- 2 怖いのは火事、揺れが収まったら速やかに火の始末を行います。
- 3 近所のお年寄りや障害者の安否を確認し、余震に気をつけながら安全な場所へ移動します。
- 4 避難する時は、ガスの元栓と電気のブレーカーを落とし、備蓄食料と常用薬を持って行きます。
- 5 断片的な情報しかない中でも、噂やデマに惑わされないよう常に冷静を保ちます。
- 6 強い揺れや長い揺れを感じたら、最悪の津波を想定し、ためらわず大声で周囲に知らせながら 高いところへ避難します。

#### (避難生活)

- 1 地域防災拠点ではみんなが被災者。自分にできることを見つけて拠点運営に協力します。
- 2 合言葉は「お互いさま」。拠点に集まる一人ひとりの人権に配慮した拠点運営を行います。
- 3 避難者の半数は女性。積極的に拠点運営に参画し、女性の視点を生かします。
- 4 子どもたちの力も借りて、一緒に拠点運営を行います。
- 5 消防団員も拠点運営委員も同じ被災者。まずは感謝の言葉を伝えます。
- 6 「助けて」と言える勇気と、「助けて」に耳を傾けるやさしさを持ちます。

#### (自助・共助の推進)

- 1 あいさつを手始めに、いざという時に隣近所で助け合える関係をつくります。
- 2 地域で、隣近所で、家庭で防災・減災を学び合います。
- 3 子どもたちに、大地震から身を守るための知恵と技術、そして助け合うことの大切さを教えます。
- 4 横浜はオープンな街、訪れている人みんなに分け隔てなく手を差し伸べます。
- 5 私たち横浜市民は、遠方の災害で被災した皆さんにもできる限りの支援をします。

【第1部	まず知っていただきたいこと】	1
第1章	青葉区防災計画の目的	1
第2章	青葉区の概況	2
第3章	青葉区の被害想定	3
第1領	節 想定地震	3
	節 青葉区と横浜市の被害想定	
	<b>節 各区における帰宅困難者発生状況</b>	
第4領	<b>節 青葉区の各地震による震度及び液状化状況</b>	6
第5額	<b>節 津波による横浜市内浸水予想区域(津波浸水深 単位(m))</b>	9
第4章	区、区民及び事業者の基本的責務	10
笙16	節 行政の責務	10
	節 区民の青務	
	・ ー・ ス 節 事業者の責務	
第5章	自助、共助、公助による減災	4.4
	節「自助」「共助」「公助」の定義	
	節 時間軸に応じた「自助」「共助」「公助」の主な役割や取組【横浜市防災計画より抜粋】	
第3節	<b>節 人権尊重と男女ニーズの違いへの配慮</b>	13
【第2部	<b>- 災害に対する日頃からの備え】</b>	14
第1章	防災力の維持強化	14
第1額	節 防災情報通信等の活用	14
第2領	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第3額	節 防災備蓄計画	15
第4節	節 水の確保	15
第2章	避難場所等の役割	17
第1額	節 指定避難所・指定緊急避難場所(地域防災拠点)	17
	節 広域避難場所	
第3額	節 その他の避難場所	18
第3章	防災体制	19
笙16	節 初動体制	19
	節 防災組織体制の種類	
	節 職員の配備体制	
	節 防災関係機関等との連携強化	
第4章	緊急輸送体制	21
	節 緊急輸送路の指定	
第5章	災害に強い人づくり	22
第1餌	節 防災意識の高揚	22
第2額	節 区民一人ひとりの備え	24

第3節	i 火災の予防等	25
第4節	「防災訓練の実施	25
第5節	「ボランティアとの協力体制の確立(ボランティアの活動分野)	25
第6節	i 車中泊避難の予防	26
第6章	災害に強い地域づくり	27
第1節	「 自主防災組織の強化	27
第2節	i 地区防災計画	29
第3節	i 災害時要援護者支援対策	29
第4節	i 社会福祉施設等における安全確保対策	31
第5節	「学校施設等における安全対策の推進	31
第6節	i 事業者の危機管理力の向上	31
【第3部	災害発生時の応急対応】	32
第1章	災害対策本部等の設置	32
第1節	i 青葉区災害対策本部等の設置	32
第2節	区本部の廃止・縮小	32
第3節	i 区本部の組織	32
第2章	職員の配置・動員	41
第1節	「職員配置計画	41
第2節	i 職員の動員	42
第3章	情報の収集・伝達	43
第1節	i 情報受伝達方針	43
第2節	· 情報受伝達体制	43
第3節	- i 災害情報の収集、報告及び記録	43
第4節	i 青葉区版防災情報伝達システム	44
第5節	ī 災害時広報	45
第6節	i 広聴·相談	45
第4章	消火・救助及び救急対策	46
第1節	<b>「防災関係5機関による連携</b>	46
第2節	i 災害応急活動の基本方針	46
第3節	「 消防団活動	46
第4節	i 自衛隊等との連携	47
第5章	医療救護等の対策	48
第1節	i 災害時の医療体制	48
第2節	i 医薬品等の備蓄及び供給体制	50
第6章	応援派遣等の対応	51
第7章	避難者対策	52
第1節	i 避難計画	52
第2節	「 被災者の避難·受入れ	52
第3節	「 災害時要援護者の援護対策	56

第4節	で 福祉避難所の開設及び運営	58
第8章	警備と交通対策	59
第1節	た 大地震が発生した場合の警備対策	59
第2節	下 大地震が発生した場合の交通対策	59
第9章	緊急輸送対策	60
第1節	で 緊急輸送路の確保	60
第2節	<b>節輸送体制の確保</b>	60
第 10章	□ 水・食料・生活必需品等の供給	61
第1節	6 応急給水	61
第2節	下 物資の供給	61
第3節	で生活必需品等の供給	62
第 11章	5 災害廃棄物の処理	63
第11	節 基本的な考え方	63
第2節	ちトイレ対策	63
第 12章	・ 学校活動と保育	65
第 1 £	節 学校活動時の発災	65
第2節	。 7 保育中の発災	66
第 13章	■ 災害ボランティア活動	67
第1節	6 一般ボランティアの活動	67
第2節	************************************	67
第 14章	閻 公共施設等の応急・復旧対策	68
第 15章	■ 行方不明者の捜索	69
第 16章	<b>賃 遺体の取扱い</b>	70
	I 災害時のペット対策	
	· 津波対策	
	・ ティステュス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	復旧▪復興対策】 	
	復旧対策 <sub></sub>	
	で 被災者の生活援護	
	で 被災者の住宅確保及び応急修理・障害物の除去	
	復興対策	
【第5部	帰宅困難者対策】	79
第1章	「帰れない」対策と「帰って来られない」対策	79
第2章	帰宅困難者事前対策	80

第3章 発災時の対応	81
【第6部 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応】	83
第1章 南海トラフ地震に関連する情報の発表	83
第1節 気象庁が発表する南海トラフ地震に関する情報	83
第2節 異常な現象に伴う防災対策	84
第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	86
第1節 区災害対策本部	86
第2節 区災害対策警戒本部	86

# 【第1部 まず知っていただきたいこと】

# 第1章 青葉区防災計画の目的

この計画は、横浜市防災計画「震災対策編」の区別計画として、青葉区に地震災害が発生した場合の区役所及び区民のための基本的な計画です。人命を守ることを最優先とした「災害による被害をできるだけ小さくする地域・社会の実現」を目標として、青葉区の地域の実情を踏まえた計画としており、区民、防災関係機関等のそれぞれの役割を明確にし、区民の生命、身体及び財産を災害から守ること、また、大規模地震などが発生した場合でも、その被害をできるだけ軽減することを目的としています。

# 第2章 青葉区の概況

青葉区の地勢や特性として次の事項が挙げられます。

- ・地形的には「丘の横浜」と呼ばれ、多摩丘陵の一角で海からは遠い。
- ・面積は35.06k㎡で市内では戸塚区に次いで2番目の広さ。
- ・区域の約65%は区画整理により計画的に開発された市街地。
- ・区内に主要幹線道路が通っている。

【東名高速道路、国道246号線、環状4号線、横浜上麻生線】

- ・公園数は233箇所と市内で1番多い。
- ・医療機関数(病院、一般診療所)は295箇所と港北区に次いで2番目に多い。
- ・区の人口は約31万人と港北区に次いで2番目に多い。
- ・65歳以上の方は約6万8千人。このうち1人暮らしの方は約22%。
- ・区の平均年齢は45.4歳と市内で6番目に若い。
- ・有料老人ホームは39箇所と市内で1番多い。
- ・15歳未満の方は約4万人と市内で2番目に多く、子育て世帯が多い。
- ・昼夜間人口比率は約76%。
- ・区民の通勤先(通学も含む)のうち東京都の占める割合は約42%。
- ・複数の地域のメディアが区内情報を提供中【イッツコム、FMサルース、タウンニュース等】
- ・犬の登録数は約1万6千頭と市内で1番多い。
- ・災害応急用井戸数は82箇所。

【データ出典:なるほどあおば2021】

# 第3章 青葉区の被害想定

# 第1節 想定地震

地震名	解説
元禄型関東地震	相模トラフ沿いを震源とするマグニチュード8.1の地震です。
	相模トラフ沿いを震源とする関東地震は、これまで1923年に横浜市で甚大な被
	害をもたらした大正型関東地震(南関東地震)の再来が懸念されていました。しか
	し、東日本大震災を経て、想定外の事態をなくそうという考えから、発生確率は低
	いものの、大正型関東地震(南関東地震)よりも市内の震度が大きく、津波の影響
	も考えられる地震です。
東京湾北部地震	マグニチュード7.3の首都直下地震です。
	首都直下地震は首都圏のどこで発生してもおかしくないと言われています。東京
	湾北部地震は、本市に大きな影響を与える首都直下地震の一つであり、中央防災
	会議でもこの地震を首都直下地震大綱(平成17年9月)の基軸としています。この
	地震は、横浜市のみならず、首都圏での影響が極めて大きいと考えられていること
	から、今後、広域で連携した対策を検討していく際に重要である地震です。
南海トラフ巨大地震	東海地震を包括したマグニチュード9クラスの地震です。
	内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」(平成23年8月~)においては、
	東日本大震災を踏まえ、想定外をなくす考えから、津波を伴い最大限の被害を及
	ぼす想定地震として、東海地震を包括した南海トラフ巨大地震が検討されていま
	す。
	横浜市においても揺れは大きくないものの、長周期地震動、液状化、津波などの
	被害が考えられ、従来想定していた東海地震を包括した最大級の地震です。

#### 【参考】慶長型地震(津波被害想定)

揺れの影響は大きくないものの、東京湾内への大きな津波の影響をもたらす想定地震です。

発生確率はきわめて低いですが、最大クラスの津波被害を引き起こす想定地震であることから、横浜市として津波被害の検討対象とされています。

なお、青葉区には本想定においても、津波の被害は見込まれていません。

# 第2節 青葉区と横浜市の被害想定

【想定シナリオは冬の平日18時、帰宅困難者は平日12時】

元禄型関東地震東京湾北部地震南海トラフ巨大地震				
	震度	震度5強~6弱(一部5弱エリアあり)	震度5弱~6弱	震度5弱~5強
	揺れによる建物全半壊被害(棟)	1,141	572	27
	火災による焼失棟数(棟)	36	17	0
青	建物の倒壊による死者(人)	5	1	0
月	建物の倒壊による負傷者(人)	147	78	5
葉	避難者:1日後(人)	7,834	9,963	3,766
区	上水道の断水世帯数(1日後)	7,331	10,337	4,128
	下水道の流下機能支障世帯数(1日後)	2,140	1,788	1,080
	電力の停電世帯数(1日後)	4,310	1,954	0
	電話の不通世帯数(1日後)	604	274	0
	都市ガスの供給停止件数(直後)	0	0	0
	震度	震度5強〜7 (市内広い範囲で震度 6強以上の揺れ)	震度4~6強	震度5弱~6弱
	揺れによる建物全半壊被害(棟)	148,000	33,900	21,800
	火災による焼失棟数(棟)	77,700	13,000	5
横	建物の倒壊による死者(人)	3,260	460	79
浜	建物の倒壊による負傷者(人)	21,700	4,800	347
<i>/</i> *	避難者:1日後(人)	577,000	234,000	100,000
市	上水道の断水世帯数(1日後)	400,000	230,000	93,000
	下水道の流下機能支障世帯数(1日後)	73,000	34,000	20,000
	電力の停電世帯数(1日後)	270,000	62,000	91
	電話の不通世帯数(1日後)	54,000	13,100	13
	都市ガスの供給停止件数(直後)	1,200,000	240,000	0

青葉区の元禄型関東地震の揺れば、震度5強~6弱(一部エリアでは5弱)となります。建物被害や人的被害も発生しますので、本計画の「よこはま地震防災市民憲章 行動指針」の取組をお願いします。また、避難者や断水世帯数に関しては、元禄型関東地震よりも東京湾北部地震の方が、青葉区は増える想定です。どの地震想定に対しても油断しないようにしてください。

	推定滞在者数(平日12時)	通勤	通学	私用 (買い物他)	合計
鶴見区	182,317	24,918	1,985	3,572	30,475
神奈川区	175,071	24,847	10,072	2,712	37,631
西区	170,292	40,613	2,599	14,715	57,927
中区	207,023	47,840	4,934	7,592	60,366
南区	108,543	4,673	1,298	2,172	8,143
港南区	127,398	5,490	538	2,405	8,433
保土ケ谷区	129,974	10,885	2,613	928	14,426
旭区	142,388	6,515	1,689	2,877	11,081
磯子区	102,246	11,403	633	2,039	14,075
金沢区	155,391	18,991	5,978	12,109	37,078
港北区	238,590	31,548	9,507	6,330	47,385
緑区	105,604	7,846	3,995	3,335	15,176
青葉区	176,246	10,836	5,172	11,429	27,437
都筑区	152,880	21,314	2,793	9,607	33,714
戸塚区	179,461	16,912	3,709	4,580	25,201
栄区	74,251	6,279	2,090	3,508	11,877
泉区	84,004	2,857	947	2,576	6,380
瀬谷区	74,130	4,640	1,042	2,032	7,714

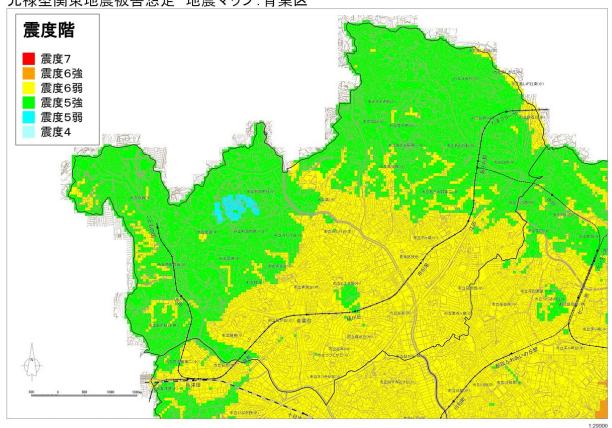
帰宅困難者とは、地震発生時に外出している方のうち、近距離を徒歩で帰宅する人を除いた帰れない人①帰宅断念者(自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人)と②遠距離徒歩帰宅者(遠距離を徒歩で帰宅する人)をいいます。ここでは、外出して帰宅できない人を帰宅困難者として、平成20年度に実施した「東京都市圏パーソントリップ調査」及び平成22年国勢調査のデータを用いて、その概数を求めました。

市内全体で約45万人の帰宅困難者が発生すると想定しています。青葉区では、約2万7千人の人が帰宅困難となります。その中でも、買い物等で外出している人が帰宅困難者となる割合が高いことが特徴です。

さらに帰宅困難時には駅等に人が集まり、二次災害の発生が懸念されます。

# 第4節 青葉区の各地震による震度及び液状化状況

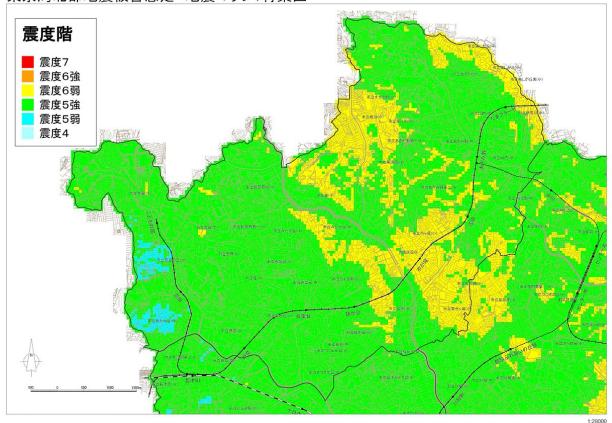
元禄型関東地震被害想定 地震マップ:青葉区



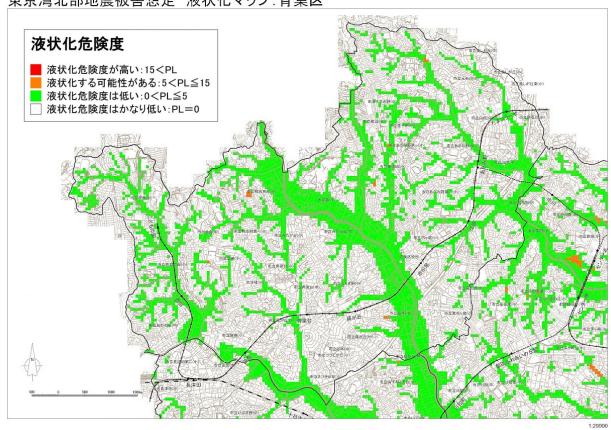




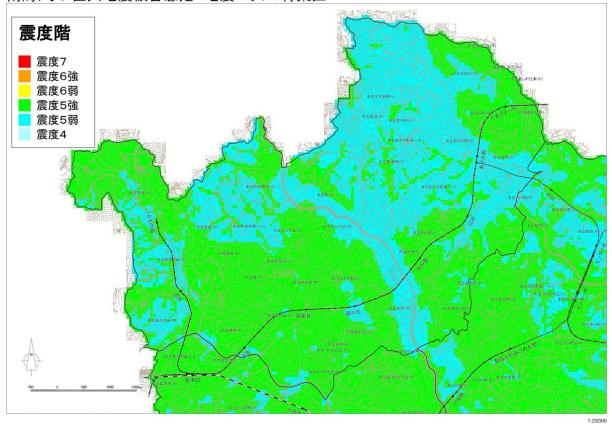
#### 東京湾北部地震被害想定 地震マップ:青葉区

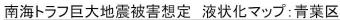


# 東京湾北部地震被害想定 液状化マップ:青葉区



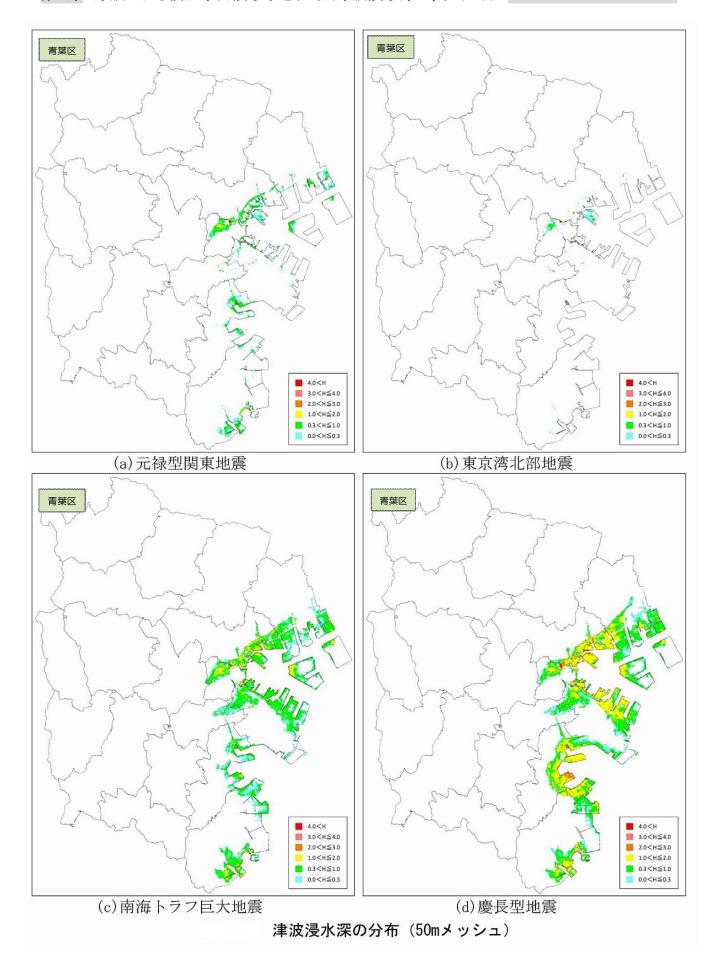
南海トラフ巨大地震被害想定 地震マップ:青葉区







# 第5節 津波による横浜市内浸水予想区域(津波浸水深 単位(m))



# 第4章 区、区民及び事業者の基本的責務

#### 第1節 行政の責務

区は、区民の生命、身体及び財産を震災から保護するため、その組織及び機能を結集して震災対策を講ずるとともに、自治会・町内会を中心とした区民の自主防災組織の充実を図るよう努めます。

#### 第2節 区民の責務

区民一人ひとりが「自助」の観点から、建物の耐震化や家具の転倒防止、最低でも3日分、できれば1週間程度の食料・飲料水やトイレパック、医薬品等の非常持ち出し品の準備などについて配慮するとともに、地域や行政が行う防災訓練や防災に関する行事に積極的に参加し、防災力を高めるよう努めます。

また、「共助」の観点から、地域の助け合いを大切にし、高齢者、障害者等の要援護者を地域ぐるみで災害から守るよう努めることが必要です。

## 第3節 事業者の責務

事業者はその社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保をはじめ、食料・水やトイレパック等の備蓄など、震災対策の推進を図るとともに、市・区の実施する震災対策について積極的に協力するよう努めます。

また、事業所では、従業員や来場者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を意識して、日ごろから防災体制の整備や防災訓練の実施に努めます。さらに、帰宅困難者対策として、従業員等が安全に帰宅できるようになるまでの間、各事業所に待機できるよう、環境整備を図ることが必要です。あわせて、従業員等が震災対策に関する知識や技術を習得できるよう、防災訓練等に参加できる機会の提供に努めることが必要です。

# 第5章 自助、共助、公助による減災

災害により生じる被害を完全に防ぐことは困難なため、発災前の備えに加えて、発災後の迅速・的確な応急対策と地域での共助体制の確立などによる、災害での被害を最小限に抑える「減災」にむけた取組(減災行動)が重要です。そのため、本市においては、市民や事業者の減災行動に対する理解の促進と、その実践につなげていくために、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく減災を推進します。

#### 第1節 「自助」「共助」「公助」の定義

#### 1 「自助」

自らが自分・家族を守るための備えや行動のことです。「自らの身は自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。

【家族の話し合い、家の耐震化、家具の転倒防止、備蓄品の準備等】

#### 2 「共助」

近隣の皆さんで、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動のことです。「皆のまちは皆で守る」ことは、地域の皆さんの安全にとって最も効果的な方法です。

【災害時要援護者の支援、地域防災拠点の運営等】

#### 3 「公助」

市・区を始め、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う 救助活動等の災害対応のことです。

# 第2節 時間軸に応じた「自助」「共助」「公助」の主な役割や取組【横浜市防災計画より抜粋】

	発災前	救助·救命期(発災~3日)	応急復旧期(4日~10日)、 復旧期(11日目以降)
	建築物の耐震性・耐火性の確保・地震保険加入	身の安全の確保	自宅の補修、建て替え
	家具転倒防止、ガラス飛散防止措置等の実施	家族の安否確認(災害時伝言ダイヤル等)	
<u>_</u>	家族等との連絡方法の確認	火災、津波からの避難	
自	災害危険箇所・避難所等の確認	住民自身による初期消火	
助	防災訓練への積極的な参加		
	基本的な防災知識の習得		D避難、在宅の被災生活
	食料・飲料水等の備蓄	災害関連情報の収集	疎開
	帰宅困難者にならないための事前の備え(個人)	帰宅困難への対策(施設での待機、一時滞在施設への避難)	
	災害危険箇所・避難所等の確認	住民や自主防災組織による初期消火	
	いっとき避難場所の選定	近隣住民による負傷者の救出 近隣住民	民の安否確認
	近隣住民の安否確認方法の確認	避難誘導 地	域住民による避難所運営
	災害時要援護者の見守り	要援護者の安否確認、救出・救護、避難誘導の支援	要援護者の被災生活の支援
共	・防災訓練の実施・町の防災組織による住民への普及啓発・	災害関連情報の収集	在宅被災者に対する個別的な支援活動
助	⇒地域の防災力の向上 (自助の取組を支援)	町の防災組織、地域防災拠点運営委員会への協力	コミュニティの充実
	食糧・物資の協定(事業所と地域間等)		ランティア活動への協力
	災害教訓の伝承 町の防災組織による活動計画の作成	協定による食糧・物資の提供(事業所と地域間等)	
	帰宅困難者にならないための事前の備え(事業所)	帰宅困難者一時滞在施設の開放	
	・従業員への教育    ・食糧・飲料水等の備蓄     ・滞在スペースの準備	一斉帰宅の抑制	
	_/1ードの整備		
	公共建築物の耐震強化 避難場所の確保・指定	市・区災害対策本部の設置	
	道路、河川、港湾施設、公園、鉄道の防災化促進	被害情報の集約	
	急傾斜地対策、地盤の液状化対策	行政機関への応援要請して行政機関からの応援要請している。	が援受入、ボランティアの受入れ、活動支援
	津波対策	消防隊、消防団による消火活動	
	・防潮堤、護岸の整備、 ・海抜標示 ・津波警報伝達システムの整備	消防隊、応援隊による救助・救急活動	遺体の取扱い・火葬
	:		是件VJ以XV1 八升
	ハザードマップの作成   消防力の強化(公股・消防団)、消防水利の整備   !	応急給水、食料、 <u>金</u>	生活必需品の供給
	71751ソ(電気、ガス、水道、電話等)の耐震対策		ライフライン(電気、ガス、水道、電話等)復旧対応
	備蓄物資の確保、備蓄庫の整備	救援物資の要	請、受入れ・配分
	#ude 4.07.07.10	応急危険度判定の実施	被災者の住宅確保・応急修理
	制度・仕組みづくり   民間建築物の耐震補強の促進	避難所の	)支援
	i	災害関連情	
	選難に関する情報等の住民・事業者への速やかな伝達		の処理(し尿・ごみ)
	! 緊急輸送路の指定 !		
		緊急交通路・緊急輸送路の確保	(災害廃棄物の処理(解体・有害廃棄物)
公	・ 応急物資の確保などにおける事業者との協定の締結 ・	応急医療の実施	
助	・津波からの避難に関するガイドラインの策定・津波避難施設の指定	・災害拠点病院その他医療     ・医療救護隊による地域	を機関での負傷者受け入れ 5災拠点への巡回診療等
	帰宅支援施設の確保	一斉帰宅の抑制	被災者の生活援護
	主要駅等における混乱防止対策の充実	帰宅困難者一時滞在施設への避難誘導	・生活相談、・職業のあっせん ・各種支援金、・見舞金の給付
	事業所に対する災害時の帰宅抑制の啓発	学校児童生徒の留め置き	・被害認定調査の実施、り災証明の発行 ・公共料金の減免・融資 等
	学校児童生徒の留め置き計画	臨時休校措置	
	Legation of the state of the st	LINESPINATE	被災者の心と身体の健康維持
	知識の普及、人材の育成(自助・共助の取組を支援)		□ 臨時休校措置・授業再開計画
	社会教育・学校教育等を通じた防災教育の充実		[復興支援
	地域において防災対策を担う人材の育成 ・町の防災組織への育成指導		   震災復興本部の設置   ・震災復興の基本的方向策定   ・震災復興基本計画策定
	計画的かつ積極的な防災訓練の実施		・震災復興基本計画成定     ・震災復興基本計画施策編の策定     ・震災復興基本計画の進行管理
	防災知識の普及と情報の提供		
	行政等公共機関の災害対応力の向上		地域経済の復興支援
	災害教訓の伝承の取組への支援		<b></b>
	地区防災計画の作成支援		

太枠:人命にかかわる対応

#### 第3節 人権尊重と男女ニーズの違いへの配慮

#### 1 人権尊重

区民には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害に際して迅速かつ適切な行動を取ることが困難な人や、必要な情報が十分に得られない、理解することが困難な人などがいます。このような「災害時要援護者」は、援護を必要とする状態が一人ひとり異なることを認識し、対応する必要があります。

このように、災害対策は、すべての人の人権への配慮を基本にして行われなければなりません。本防災計画のすべての事項を通して人権尊重の視点を取り入れます。

#### 2 男女のニーズの違いへの配慮

過去の災害時には、育児、介護、家事などの家庭的責任が増大し、その責任が女性に集中してしまう場合や、女性や子どもを狙った犯罪が増加するなど、様々な問題の発生が考えられます。そのため、固定的な性別役割分担意識をなくし、方針決定過程や地域活動への女性の参画を促進するなど、防災対策に男女共同参画の視点を取り入れ、本計画を通して男女のニーズの違いへの配慮を行います。

- (1) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 防災対策に関する方針決定過程への女性の参画の重要性を認識し、女性の参画を積極的に推進し ます。
- (2) 女性・子どもへの暴力防止対策、避難場所運営等における男女のニーズの違いに対する配慮 女性が安心して着替え・授乳などができる女性専用スペースの確保、周囲に気兼ねなく子どもを遊ば せられるスペースの確保、安全に配慮したトイレの設置、防犯パトロールの実施など、避難場所における 女性・子どもへの暴力防止及び男女のニーズの違いに配慮します。
- (3) 男女のニーズの違いに配慮した防災教育の実施、女性リーダーの育成 男女のニーズの違いに配慮した防災教育の実施、女性向けの防災知識の普及啓発などにより、男女 のニーズの違いに配慮した地域防災活動を推進します。

# 【第2部 災害に対する日頃からの備え】

# 第1章 防災力の維持強化

発災時に備え、計画的な防災訓練等を通じ、防災力の維持・強化に努めます。

#### 第1節 防災情報通信等の活用

#### 1 防災行政用無線

防災行政用無線は、市役所と区役所等を結ぶ多重無線、土木事務所・消防署・防災関係機関等を結ぶMCA無線、区役所と地域防災拠点等を結ぶデジタル移動無線、市内全域で通信を行う全市移動無線及び各区内で通信を行う地区移動無線で構成されており、各機器の稼働に必要な電源設備も備える総合的な無線通信網です。

#### 2 危機管理システム

危機管理システムは、迅速、的確な災害対策の実施を情報面から支援するための、災害情報・本部設置状況・被害情報・映像情報等などの情報収集機能、迅速・的確な緊急対策の判断支援機能、区民の皆様への情報発信機能を備えたシステムです。

また、大規模災害などにおいて、地域防災拠点等に避難した方の安否情報(情報公開に同意した方のみ)をWebサイトに掲載し、インターネットで区民等がその情報を確認できるシステムです。

#### 3 職員安否・参集確認システム

横浜市職員安否・参集確認システムは、参集事案が発生した際に、職員があらかじめ登録した各自のEメールアドレスに事案情報を配信し、職員が自身の安否情報及び動員見込み時間を報告することで、各職場においてそれらを把握するためのシステムです。

#### 4 防災スピーカー

防災スピーカーは、緊急時における情報受伝達手段として区役所や地域防災拠点である小中学校の屋上等に設置し、全国瞬時警報システム(JーALERT)の緊急情報や避難指示等の緊急情報を音声で伝達するものです。青葉区では計11箇所設置し、運用しています。

#### 5 複数の手段を活用した情報受伝達体制の整備

危機発生時には上記のほか、一般固定電話に優先して通信できる災害時優先電話や、衛星携帯電話、地域広帯域移動無線アクセス(地域BWA:Broadband Wireless Access)システム、アマチュア無線、省電力トランシーバーなど、あらゆる情報受伝達手段を活用します。また、地域防災拠点における避難者の安否確認等に活用する手段として、特設公衆電話線の整備を進めます。

#### 6 横浜市民地震防災情報(わいわい防災マップ)

発災時に予想される様々な危険性や、それらの危険を回避するための情報を事前に提供することで、 市民の防災意識の向上を図るとともに、市民自らの地震被害軽減の行動を促すことを目的としています。

#### 7 その他情報収集に関するシステム等

横浜市緊急速報メール、防災情報Eメール等

※ 横浜市総務局危機管理室のホームページに登録方法等が記載されています。

[http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/]

#### 第2節 消防の体制

1 青葉消防署の体制

消防体制を確立するため、出場から5分以内で消防ポンプ自動車が災害現場に到着できるよう、区内には青葉消防署と6消防出張所を配置しています。また、大規模地震時に予想される同時多発火災に対応するため、非常用消防車を保有しています。

2 青葉消防団の体制

地域防災力の強化を図るため、青葉消防団には活動拠点となる消防団器具置場に、震災対策用資機材を配備するとともに、基本装備である可搬式小型動力ポンプを配備しています。

#### 第3節 防災備蓄計画

1 災害等に備える備蓄

発災直後の物資の確保及び道路障害等による物資輸送の困難性を考慮し、食料、水缶詰、生活用品等を区役所、各地域防災拠点、鴨志田消防出張所、すすき野消防出張所に備蓄しています。

なお、横浜市では各家庭に、最低3日分の備蓄を啓発していますが、発災後3日間は公的備蓄、家庭 内備蓄を合わせて対応します。

#### 2 帰宅困難者への対策

帰宅困難者への支援として、保存用ビスケット、水缶詰、アルミブランケットやトイレパックを、帰宅困難者 一時滞在施設に備蓄します。

# 第4節 水の確保

災害などで断水したときに、誰でも飲料水を得られる場所が、「災害時給水所」です。災害時給水所は、配水池、災害用地下給水タンク、緊急給水栓などがあります。



(1) 配水池

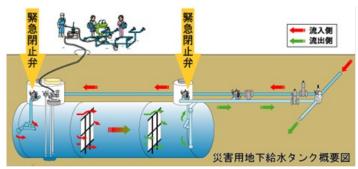
配水池では、震度5弱以上の地震が発生し、配水池の水位が設定水位以下となった場合、配水池の 2槽のうちの1槽の緊急遮断弁が閉じられ、飲料水が確保されます。

なお、もう1槽は、消火用水などに使用するため開放しておきます。

(2) 災害用地下給水タンク

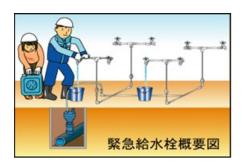
災害用地下給水タンクは、平常時は配水管の一部として水道水が流れていますが、地震により配水管の水圧が下がると流入・流出の弁が閉まり、飲料水を貯留する構造になっています。市域全体が均一となるよう、おおむね半径1キロメートルを基準として、地域防災拠点等の小・中学校を中心に整備しています。

災害用地下給水タンクは、水道局職員がいなくても対応できるよう、地域住民による給水訓練を実施していきます。また、状況に応じて、横浜市管工事協同組合が開設の補助を行います。



#### (3) 緊急給水栓

災害時、地震に強い管に臨時の給水装置を取り付けて給水する施設で、発災後おおむね4日目以降 に水道局職員が断水状況を踏まえて、順次、仮設の蛇口を設置していきます。



#### 2 水缶詰の備蓄

地域防災拠点及び区役所等に、水缶詰(350ml)を備蓄しています。

- ·地域防災拠点…2,000缶
- ·区役所…10,000缶
- ・帰宅困難者一時滞在施設…受入想定者1人あたり1缶

#### 3 その他飲料水対策

地域防災拠点で、災害用給水タンクや緊急給水栓がなく、受水槽が活用可能な地域防災拠点を中心に、簡易給水栓を整備しています。

#### 4 生活用水対策

学校のプールのほか、区内の利用が可能な井戸を災害応急用井戸に指定し、洗浄水などの生活用水 (飲用はしません)として、所有者の協力を得て活用します。

# 第2章 避難場所等の役割

#### 第1節 指定避難所・指定緊急避難場所(地域防災拠点)

#### 1 指定避難所

災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所について、本市では、身近な小中学校等を地域防災拠点に指定していることを踏まえ、地域防災拠点である学校を指定避難所として運用します。

#### 【指定避難所の一覧は、資料編6-1を参照】

#### (1) 地域防災拠点の役割

震災により住家を失い又は破損等により居住することができなくなった地域の住民が避難し、一定期間生活する震災時避難場所として、区民に身近な41箇所の市立小中学校を指定しています。

また、地域防災拠点は、避難場所としてだけではなく、情報の受伝達基地、防災資機材等物資の備蓄基地としての機能を備えています。

なお、地域防災拠点の避難地区は事前に区域を指定していますが、実際に災害が発生したときには、 指定の地域外からの住民も状況に応じて受け入れることになります。

#### (2) 情報受伝達手段

一般固定電話による通信が困難な場合における、被害情報や避難情報など各種情報の受伝達手段 として、防災行政用無線及びアマチュア無線機用アンテナを各地域防災拠点に配置しています。



防災行政用無線

#### (3) 防災備蓄庫

地域防災拠点には防災備蓄庫を設置し、人命救助や避難生活に必要な防災資機材、食料、飲料水、 生活用品等を備蓄しています。

#### (4) 地域防災拠点運営委員会の設置・運営

地域住民の相互協力による防災活動の促進、安全かつ秩序ある避難生活の維持等を目的として、 地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会を設置しています。

地域防災拠点は被災住民が一定期間生活し、物資の集配や情報収集の拠点になります。

この運営は、自治会・町内会を中心とした地域防災拠点運営委員会の住民が中心となって実施しますが、震災発生時の混乱と動揺の中で、地域防災拠点を円滑に運営できるように、地域防災拠点運営マニュアルを作成し、日ごろから地域防災拠点運営の研修や防災資機材の取扱訓練等を行い、地域防災力の向上に努めます。

また地域防災拠点での訓練等には、横浜防災ライセンス青葉連絡会及び横浜市アマチュア無線非常通信協力会青葉区支部など地域の方の技術や知識を活用しています。

#### 2 指定緊急避難場所

災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所として、指定避難所である地域防災拠点の避難場所機能(立ち退き避難する場所としての可否)を明確にすることを目的とし、地域防災拠点に指定している学校を指定緊急避難場所に指定することとします。

#### 異常な現象種類(災害対策基本法施行令第20条の4)

①洪水 ②崖崩れ ③高潮 ④地震 ⑤津波 ⑥大規模な火災 ⑦内水※ ⑧火山※

※本市は、⑦及び⑧に起因する立ち退き避難を想定していないため、指定は行いません。

#### 【指定緊急避難場所の指定状況】

http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/hinan/

#### 第2節 広域避難場所

広域避難場所は、地震に伴い大火災が発生して延焼拡大した場合、火災の輻射(ふくしゃ)熱や煙から生命・身体を守るために一時的に避難する場所として、人口分布等を考慮して、大規模公園や団地などを指定しています。

広域避難場所での避難時間は、輻射熱や煙が収まるまでで、長くても数時間程度と想定していますので、 広域避難場所には、食料や飲料水などの備蓄はされておりません。避難生活を必要とする場合は地域防災 拠点が中心となります。

【広域避難場所の一覧は、資料編6-2を参照】

#### 第3節 その他の避難場所

1 福祉避難所(特別避難場所)(以下、「福祉避難所」という。)

地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者のために、施設がバリアフリー化されているなど要援護者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として選定します。

福祉避難所を確保するため、社会福祉施設等とあらかじめ協定を締結するとともに、「横浜市社会福祉施設等災害時福祉避難所応急備蓄物資整備事業要綱」等に基づき、避難生活に必要な食料、水、生活用品等を備蓄します。

【福祉避難所の一覧は、資料編6-3を参照】

#### 2 帰宅困難者の一時滞在施設

地震により多くの滞留者の発生が予測される主要駅等を中心に、滞留者の安全の確保と災害関連情報を提供するための一時滞在施設を選定します。

【帰宅困難者滞在施設の一覧は、資料編6-4を参照】

#### 3 補充的な避難所

地震により多数の避難者で避難場所のスペースが不足した場合や、被災等により機能しない避難所が 発生した場合に備え、公共施設や民間施設とあらかじめ協定を締結し、地域防災拠点の補充的な避難所 として使用します。

#### 4 いっとき避難場所

いっとき避難場所は、広域避難場所や地域防災拠点に避難する前の中継点で、避難して様子を見るとともに、隣近所の安否確認の実施や、広域避難場所等へ避難するために自治会等であらかじめ選定し、場所を確認しておく避難場所です。(広域避難場所や地域防災拠点に避難する必要がない場合は、自宅等に戻ります。)

#### 【いっとき避難場所の選定】

◆自治会・町内会等の組や班の単位ごとに安否確認や避難行動ができる地域の生活圏と関連した場所で、避難者の安全がある程度確保できる小公園等のスペース など

# 第3章 防災体制

# 第1節 初動体制

#### 1 区役所の初動体制

平日の夜間、休日の昼夜等における災害等の緊急事態に備え、初動体制を迅速に確保するため、青葉区では運営責任職で編成する輪番制の班体制により、情報の収受、指令伝達等の応急対策を実施しています。

#### 2 区役所と消防署の連携

夜間・休日に大規模な災害等により区役所本部の体制が整うまでの間は、青葉消防署地区本部が区役所本部に代わって次の事項を実施します。

#### ◆初期情報の連絡

青葉消防署地区本部から輪番の担当者等に発災初期の情報を連絡します。

#### ◆情報の収集・集約

消防隊等からの情報のほか、市民、関係機関(警察署等)、庁内関連部署(土木事務所地区隊等) から収集した情報を取りまとめます。

#### ◆市民への情報提供

広報隊等により緊急情報等を市民に提供します。

#### 3 地域防災拠点となる学校の初動体制

横浜市学校防災計画(横浜市教育委員会策定)では、勤務時間外の非常災害時において校長、副校長が参集するまでの間、区災害対策本部や教育委員会事務局、地域防災拠点運営委員会等との連絡調整を行うため、学校に早く到着する順に教職員3人を連絡調整者とし各校で指名しています。この連絡調整者は、地域防災拠点の運営委員と連携して校舎施設を開放し、市職員直近動員者とともに災害時安否情報システムの立ち上げやデジタル移動無線による区本部との情報伝達など、運営の支援を行ないます。

#### 第2節 防災組織体制の種類

次の防災組織体制により災害応急対策又は地震防災対策を実施します。

	種別	横浜市	青葉区	
	震度4の地震発生	気象庁発表の震度で市内一箇	「所でも該当すれば「警戒体制」	
	震度5弱の地震発生	気象庁発表の震度で市内一箇	所でも該当すれば「警戒体制」	
	震度5強の地震発生	横浜市災害対策本部	青葉区災害対策本部	
地	辰反り強の地辰元工	気象庁発表の震度で市内一箇	所でも該当すれば全職員対応	
震	南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	通常体制にて情報収集の実施		
	南海トラフ地震臨時情報	横浜市災害対策警戒本部	青葉区災害対策警戒本部	
	(巨大地震注意)	各区局:適切な人員を配備		
	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	横浜市災害対策本部	青葉区災害対策本部	
		各区局:適切な人員を配備		
	津波予報区「東京湾内」	横浜市災害対策警戒本部	青葉区は警戒本部設置なし	
津	津波注意報発表	警戒本部構成区(鶴見、神奈川、	西、中、南、保土ケ谷、磯子、金沢)	
波	津波予報区「東京湾内」 津波警報(津波、大津波)発	横浜市災害対策本部	青葉区災害対策本部	
	洋波言報(洋波、入洋波)光 表	全職員対応		

※警戒体制~直ちに情報収集や伝達ができる体制

## 第3節 職員の配備体制

#### 1 動員先

青葉区職員は、私傷病等の理由など参集が困難な職員を除き、原則として所属動員します。 地域防災拠点には、避難者の早期受け入れ等の運営支援のため、近隣に居住する職員(青葉区職員 2人、局職員2人)を「直近動員者」として動員します。

#### 2 事前命令

動員対象者は、次の事由の場合は全員配備となるため、動員命令を待つことなく、自発的にあらかじめ定められた動員先に直ちに動員します。

- (1) 市域に震度5強以上の地震が発生した場合(気象庁発表)
- (2) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表された場合(気象庁発表)

#### 3 区本部長の代理順位の指定

区長が不在等の場合には、区本部長の権限を行使するため、代理の順位を副本部長・災害対策本部 各班長の中から次のとおり指定します。

代理の順位	職名
1 副区長(区副本部長)	
2 福祉保健センター長(区副本部長)	
3	福祉保健センター担当部長(区副本部長)
4	総務部総務課長(庶務班班長)
5	各課長(各班長)

# 第4節 防災関係機関等との連携強化

#### 1 連携の強化

日ごろから消防、警察や交通、通信、ライフライン事業者、防災協定締結機関等と、災害対策について情報交換を行うとともに、合同訓練等を通じて連携強化を図ります。

#### 2 啓発活動

各機関と連携し、あらゆる機会を捉えて、地域住民等に対し地震等に関する知識及び減災行動等について啓発します。

# 第4章 緊急輸送体制

#### 第1節 緊急輸送路の指定

緊急輸送路とは、震災が発生した場合において、消火、救出、救助その他の応急対策(災害情報の受伝達、巡回、物資・人員輸送等)を行う車両(以下「緊急車両」という)が通行する道路であり、高速道路や幹線道路を対象としています。

震災が発生した場合、道路交通の混雑が予想されます。救命救急活動、消火活動、医薬品・食料・飲料水等緊急物資の運搬を無駄なく速やかに行うためには、緊急車両のための道路の通行機能を確保することがきわめて重要です。

区内の災害応急対策活動に必要となる物資や機材、人員などを市域内や県外から広域的に運ぶために、他の都市と青葉区の防災拠点等を有機的に結びつける必要から、次の道路を緊急輸送路として指定しています。

#### ◆緊急輸送路第一次路線

規模の大きい幹線道路や一般国道からなる広域的ネットワークの重要路線で、輸送の骨格をなす道路です。区内では、東名高速道路、国道246号、横浜上麻生、環状4号等が指定されています。緊急輸送路第一次路線は、他都市から災害対策を支援するための主要な搬入路となることから、各道路管理者は他の道路に先駆けて最優先に通行確保を行います。

#### ◆緊急輸送路第二次路線

緊急輸送路第一次路線を補完し、地域内での災害救助活動に使用する道路です。不測の事態の場合に緊急輸送路第一次路線の代用あるいは緊急輸送路第一次路線から区内の防災拠点へと順次連結していくための重要な道路となります。

#### ◆土木事務所長選定路線

上記2路線のほか、地域の輸送上必要なものとして、土木事務所長が3路線を指定しています。

緊急輸送路第一次路線名		緊急輸送路第二次路線名		土木事務所長選定路線	
1	第一東海自動車道(東名高速)	9	県道13号線 横浜生田線	青1	県道12号 横浜上麻生線ほか
5	国道246号線	12	市道元石川第56号線ほか	青2	県道140号 川崎町田線
25	県道102号線 荏田綱島線ほか	13	県道139号 真光寺長津田線ほか	青3	県道139号 真光寺長津田線
27	市道新横浜元石川線ほか	15	県道12号 横浜上麻生線		
28	県道12号線 横浜上麻生線ほか	16	市道環状4号線 上瀬谷線ほか		
29	市道環状4号鴨志田線ほか	47	市道新横浜元石川線		
40	市道保木第219号線			_	

【青葉区緊急巡回・点検路線図については、資料編第8を参照】

#### 第2節 建設業協会との連携

青葉土木事務所と建設業協会は、災害時における緊急巡回及び応急措置並びに道路啓開及び応急対策の支援活動を円滑に行うため、具体的な内容について、市本部(道路部)と連携し、情報受伝達訓練及び緊急輸送路の点検を行っています。

# 第5章 災害に強い人づくり

#### 第1節 防災意識の高揚

1 区職員に対する防災研修

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという本市の最も重要な 責務を遂行するため、職員に対し、危機管理の研修及び危機対応訓練等を行い、職員の防災・減災に関する知識を高め、これら知識に基づく適切な判断力及び行動力の向上を図り、「減災行動の普及」に努めます。

#### 2 区民への防災意識、減災行動の普及

区役所、青葉消防署及び水道局給水サービス部青葉水道事務所は、区民、地域及び事業者等を対象に、 防災意識の高揚や減災行動等について普及に努めます。

#### (具体例)

- ◆青葉区民防災必携、各種ハザードマップ、防災パンフレット、啓発資料(防災よこはま)等の広報紙の 作成・配布
- ◆横浜市民防災センターを活用した減災行動の普及·啓発
- ◆防災講演会など、啓発イベントの実施
- ◆区役所ホームページ、広報よこはま等を活用した広報
- ◆青葉区連合自治会長会及び地域防災拠点運営委員会に対する情報提供
- ◆地域への防災訓練等の指導 など









#### 3 横浜防災ライセンス青葉連絡会

地域防災拠点に備えている防災資機材の取扱講習を受講した防災ライセンスリーダーは、知識や技術等を生かし地域における災害時の応急活動や平常時の防災訓練等の場でリーダーとなり、地域の中で活躍してもらうことにより、地域防災力の向上を図ります。

防災ライセンスには、次の3種類があります。

- ◆避難生活に必要な資機材を取り扱う「生活資機材取扱リーダー」
- ◆救助活動に必要な資機材を取り扱う「救助資機材取扱リーダー」
- ◆各リーダーを目指す市民を指導する「資機材取扱指導員」

青葉区は、スキルアップ研修等を通じて、防災ライセンスリーダーの養成に取り組みます。



#### 4 横浜市アマチュア無線非常通信協力会青葉区支部

発災時には、地域防災拠点や医療機関等に支部員が駆けつけ、各防災 拠点との連携を行い無線を活用した情報連絡を行います。

青葉区においては、全ての地域防災拠点にアマチュア無線用のアンテナを配置しています。今後も青葉支部会の協力のもと、無線に関する設備の充実を図ります。



#### 5 町の防災組織

地震等の大規模災害が発生した際、被害を最小限にくい止めるため、自 治会・町内会等を単位に設け自主的に運営されています。

必要な初期消火や応急手当等の活動が行えるよう、消防署等が防災に 関する様々な訓練指導を行っています。



#### 6 青葉区民会議との連携

青葉区民会議との連携を行い、青葉区の防災・減災に関する取組を進めていきます。青葉区民会議では、発災時における防災リーダーの養成等を推進するため、さまざまな講演会や講習会を開催しています。



#### 7 青葉区災害ボランティア連絡会

発災時には、青葉区災害ボランティアセンターを青葉公会堂2階部分又は青葉公会堂が使用できない場合は、市ケ尾中学校に設置して、ボランティアニーズを収集し、区災害対策本部及び横浜市ボランティアセンターと連携して一般ボランティアの派遣をコーディネートします。

平常時から同センターの事務局である青葉区社会福祉協議会と連携して、研修会や訓練を実施します。



#### 8 学校防災教育の推進

児童生徒の防災に対する知識を深めるとともに、地震発生の仕組みや災害の危険性、安全な行動の仕方、 清掃などの身近なボランティア活動等について、体系的・継続的な学校防災教育を推進します。

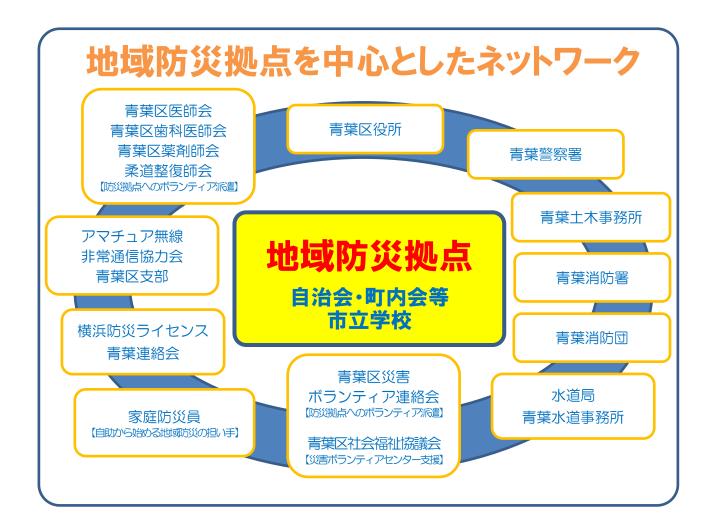
また、学校とPTAの協力による訓練等の実施や、地域の防災訓練への児童生徒の参加を促していきます。 特に、平日の災害時には防災の担い手として期待できる中学生に対する防災教育について、各中学校と連携して推進します。

### 9 家庭防災員

家庭防災員制度は、自助から始まり地域防災の担い手にもつなげる研修制度として、一人でも多くの区民が本研修を受講し、防火・防災に関して必要な知識及び技術を身に付けることを目的としています。

平常時の予防啓発や発災時の支援等、自治会・町内会及び地域防災拠点における防災活動の担い手となります。





# 第2節 区民一人ひとりの備え

災害による被害をできるだけ小さくするための取組である減災行動の一環として、区民は日頃から次の備えを行うこととします。

- 1 日ごろから出火防止措置の推進に努めることとします。
- 2 消火器などの消火用具を準備します。
- 3 建物の耐震化や不燃化に努めることとします。
- 4 家具類の転倒防止、備品等の落下防止措置を講じます。
- 5 危険なブロック塀などの改善に努めることとします。
- 6 最低でも3日分、できれば1週間程度の食料や飲料水、トイレパック、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品 等の非常持出品を準備しておきます。
- 7 家族で震災時の役割分担、避難場所の確認や連絡方法などを話し合います。
- 8 職場に待機できる準備や、徒歩帰宅経路の確認、地図やスニーカー等の徒歩帰宅できる装備を準備します。
- 9 防災知識を高めるとともに、地域防災拠点や自治会·町内会等が主催する防災訓練に積極的に参加 し、防災行動力を高めます。

#### 第3節 火災の予防等

住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、すべての住宅への住宅用火災警報器の設置及び維持管理の 徹底を推進します。また、初期消火に有効な消火器の設置を推進します。

また、出火した際には隣近所で協力して初期消火活動にあたることが必要ですので、地域の助け合いを基本とした地域防災力の向上に取り組みます。

#### 第4節 防災訓練の実施

1 行政機関等が実施する訓練等

区役所、消防、警察及び防災関係事業者等と連携した訓練を計画的に実施し、災害対応力の向上を 図ります。

#### 2 小・中学校等で実施する防災訓練

児童生徒の安全を確保するため、「発災型訓練」「児童生徒の学校留め置き訓練」等を実施します。 また、発災時には学校に留置きとなった児童に対して、地域防災拠点の備蓄品を活用できるよう、地域 防災拠点運営委員会との連携についても十分配慮します。

#### 3 地域で実施する訓練

(1) 町の防災組織における訓練

平常時から自治会・町内会を中心とする町の防災組織での啓発や防災訓練を実施し、住民個々の減災行動につなげていくこととします。

また、町の防災組織や地域防災拠点が連携して、災害時の要援護者等に対する地域での助け合いが向上するよう努めます。

(2) 地域防災拠点訓練

地域防災拠点は、災害時における被災者の生活場所として、また、住民による救出・救護活動拠点、 在宅の被災生活者に対する情報発信拠点等の各機能を円滑に行うため、運営委員会や学校、防災関 係機関等と連携して訓練を実施します。

なお、訓練内容の構成等に関しては、地域防災拠点訓練マニュアルにより、避難所開設・運営訓練を中心に各防災拠点の特色を活かしたものとします。

#### 第5節 ボランティアとの協力体制の確立(ボランティアの活動分野)

災害時のボランティアは、医師や応急危険度判定士などそれぞれ専門的な知識や資格などを要する「専門的ボランティア」と、避難所での炊き出しや物資の仕分けなど特別の資格等を必要としない「一般ボランティア」に区分され、「専門的ボランティア」の活動調整は横浜市の所管する各局が実施することとし、「一般ボランティア」については青葉区災害ボランティア連絡会が調整にあたります。

#### 第6節 車中泊避難の予防

災害時に自動車内に避難(以下「車中泊避難」という。)した被災者に関しては、その避難場所や避難者の規模の事前予測が困難なうえ、エコノミークラス症候群等による健康面への影響が懸念されます。

また、地域防災拠点が開設される市立学校等の校庭において車中泊避難者が発生した場合、地域防災拠点への避難者の生活支援に支障が生じる恐れもあります。

そのため、本市では、平常時から車中泊避難の発生予防や、発生した場合の早期解消に向けた周知・啓発を行います。

#### 1 地域防災拠点の役割及び運営についての周知・啓発

車中泊避難が発生した場合の、避難者の把握及び早期解消を目的とし、地域防災拠点の役割(指定避難所、情報受伝達及び物資供給拠点)と、その運営の基本(地域住民の相互扶助による運営)について、周知・啓発していきます。

#### 2 健康被害に関する啓発

車中泊避難による健康被害(エコノミークラス症候群の予防対策等)について啓発します。

# 第6章 災害に強い地域づくり

#### 第1節 自主防災組織の強化

1 青葉区災害対策連絡協議会

青葉区では、官公庁、自治会・町内会、防災・防犯、福祉・教育、ボランティア、医療・衛生、報道、ライフライン、建設、運輸、流通の代表からなる青葉区災害対策連絡協議会を設置し、住民の声を反映した防災対策の促進、地域の状況を踏まえた区別防災計画の策定など、区域の総合的な防災対策を推進しています。

#### 2 町の防災組織

自治会・町内会等地域が行う自主防災活動を支援するため、横浜市「町の防災組織」活動費補助金交付要綱に基づき、区役所、消防署が中心となり自治会・町内会等への「町の防災組織」づくりの促進とその育成強化を進めています。

「町の防災組織」が行う自主防災活動を支援するため、町の防災組織活動奨励事業により、その活動経費を助成し、地域防災力の向上を図っています。

町の防災組織は、次のような取組を実施します。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集及び伝達に関すること。
- (5) 出火の防止及び初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食給水に関すること。
- (9) 区民が任意に設置した避難場所の支援に関すること。
- (10) 地域防災拠点との連携に関すること。
- (11) その他防災に関すること。

# <(例)町の防災組織構成>

(○○町内会 1班)

		庶務班	避難場所の確認・その他	総務部、福利厚生部
		情報班	地域と避難場所の情報収集	広報部、文化部
〇〇町内会(防災本部) 本部長:〇〇町内会長 副本部長:××副会長		消火班	初期消火の実施	防犯防火部、体育部
		救出救護班	救出とけが人の救護	青少年部、保健衛生部
		避難誘導班	住民の避難誘導	涉外部、交通部
		給食給水班	炊き出しの実施など	女性部
		(〇〇町内会 2班)		
		(○○町内会 3	班)	
	<u> </u>			

名 称	交付対象事業	交付金額	根拠法令等
町の防災組織活動奨励事業	1 備蓄食料・防災資機材等の購入 (購入に際し援助する主な防災資機材) 消火器、非常食、メガホン、 避難誘導旗、ライト、ロープ、 ポリタンク、テント、三角巾、 ヘルメット、担架・医薬品セット 2 防災訓練の実施 3 防災のための映画会・講演会 の開催 4 組織運営のための会合 5 防災のためのチラシ等の印刷 6 その他防災活動の一環として 実施する事業	自治会・町内会 等を単位として 1世帯あたり160 円の活動費補助 金を交付	横浜市「町の防災組織」活動費補助金交付要綱

#### 3 地域防災拠点運営委員会

震災発生時に、安全かつ秩序ある避難生活の維持等、地域住民の相互協力による防災活動の促進を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置しています。

また、運営委員会相互の緊密な連携を図るため、各運営委員会の委員長で構成する、青葉区地域防 災拠点運営委員会連絡協議会を設置しています。

#### (1) 平常時の主な活動

町の防災組織と綿密に連携し、訓練や研修などに多くの住民が参加できる環境の整備と、要援護者の見守り活動など、地域コミュニティを形成することとします。また、地域防災拠点訓練では、災害時の避難所としての効果的な開設・運営ができるよう区役所や防災ボランティア団体などと連携するとともに、地域の把握や防災リーダーの育成などの地域防災力が向上するよう努めることとします。

#### (2) 災害発生時の主な活動

災害発生時には、被災者生活を送る避難所としての基盤の形成と、住民による救出・救護活動の拠点、在宅被災者支援のための情報受伝達拠点が機能できるよう、市職員の直近動員者や学校連絡調整者等と連携して、地域防災拠点を運営します。また、中長期化する被災生活においては、避難所での衛生面や被災者のこころのケアなど、区役所やボランティア団体と連携した避難所運営を行います。

#### 4 町の防災組織と地域防災拠点の連携

東日本大震災の教訓から、公的避難場所のほかにも、区民が任意で避難場所を設置することが想定されます。このような被災地域では、区民が任意で設置した避難場所や在宅の被災者への情報伝達・物資の集配など、地域コミュニティを生かして対応していくことが重要なことから、町の防災組織と地域防災拠点が連携し、地域の共助の体制づくりや自主防災力の向上に取り組んでいきます。

#### 第2節 地区防災計画

「自助・共助」による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、災害対策基本法第42条第3項及び第42条の2の規定に基づき、地区居住者等は、当該地区における地区防災計画を横浜市防災計画に定めることを提案することができることとされています。

当該提案を受けた場合、必要に応じて横浜市防災計画に定めるとともに、市は、地区防災計画に基づく防災活動を支援していきます。

#### 第3節 災害時要援護者支援対策

1 基本的な方針

地域の中には、災害発生時の避難行動に支援が必要となり、また、避難後の生活に様々な困難が予想される高齢者や障害者等の要援護者(以下「災害時要援護者」という。)が暮らしています。

災害発生時における安否確認、避難支援等の取組を行うため、日頃からの地域と災害時要援護者との関係づくりを通じて、災害に備えた平常時からの対策を推進します。

#### 2 災害時要援護者名簿

本市では、要援護者のうち、特に自力避難が困難と想定される対象者について、「災害時要援護者名簿」を作成しています。この名簿は、災害対策基本法第49条の10により定められた「避難行動要支援者名簿」に相当します。

災害発生時等においては、災害対策基本法第49条の11及び横浜市個人情報の保護に関する条例第10条に規定されているとおり、人の生命、身体を保護するために特に必要と認められる場合には、災害時要援護者名簿を安否確認・避難誘導・救出救助等を利用目的として避難支援等の実施に携わる関係者(以下「避難支援等関係者」という。)に提供します。この名簿には、個人情報を提供することについて拒否した方、不同意の方の情報を含みます。

- (1) 災害時要援護者名簿に掲載する者の範囲 在宅で、次の条件のいずれかに該当する方
  - ア 介護保険要介護・要支援認定者で(ア)~(ウ)のいずれかに該当する方
    - (ア) 要介護3以上の方
    - (イ) 一人暮らし高齢者、又は高齢者世帯でいずれもが要支援若しくは要介護認定の方
    - (ウ) 認知症のある方(要介護2以下で、日常生活自立度がⅡ以上の方)
  - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(障害者総合支援法)のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者
  - ウ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち身体障害者手帳1~3級の方
  - エ 療育手帳(愛の手帳)A1·A2の方
  - オ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
- (2) 災害時要援護者名簿の記載事項(7項目)
  - ア 氏名
  - イ 住所又は居所
  - ウ 生年月日
  - 工 性別
  - オ 電話番号その他の連絡先
  - カ 災害時要援護者の安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動を必要とする事由
  - キ その他災害時要援護者の支援活動の実施に関し市長が必要と認めるもの

#### (3) 災害時要援護者名簿の作成方法

健康福祉局において、福祉制度等の本市システムから抽出したリスト(災害時要援護者リスト)を作成し、区でこのリストを基に名簿を作成・保管しています。また、名簿は、適宜追加修正を行うとともに、災害時要援護者リストの更新を行っています。

#### 【参考】

#### 情報共有方式(行政保有個人情報の提供)

横浜市震災対策条例により、行政が保有する災害時要援護者の個人情報(名簿)を、要援護者からの 拒否の意思表示がない限り、あらかじめ協定を締結した自治会・町内会等の自主防災組織に提供すること ができます。

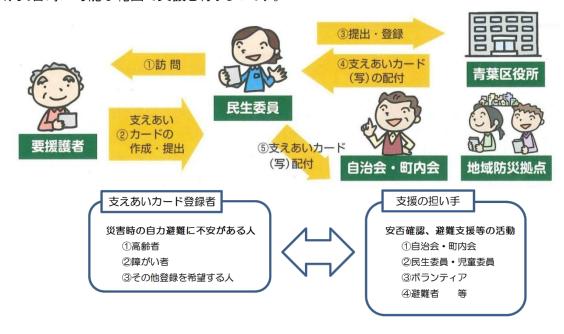
#### 3 あおば災害ネット(災害時要援護者避難支援システム)

災害発生時に一人では避難が困難な「高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等(要援護者)」、災害時の避難に不安を感じている方の安否確認や避難誘導などが、近隣の助け合いにより行えるよう、あらかじめ要援護者の情報を登録し、地域がその情報を共有するためのシステムです。登録は希望者からの登録制となっています。

区民(地域)が支えあうという仕組みを前提に、その趣旨に賛同された要援護者の方々に対し「支えあいカード」を民生委員等が作成し、自治会・町内会や地域防災拠点などに提供しています。このシステムにおける共助の仕組みづくりは、自治会・町内会を中心にして、民生委員や、地域防災拠点運営委員会との連携が重要であり、平常時から活発な情報交換や話し合いが必要になります。

提供された「支えあいカード」を基に、地域が発災時に要援護者の安否確認、避難場所への誘導等の支援を行う仕組みの構築を推進していきます。

ただし、「あおば災害ネット」は近隣の助け合いによるシステムのため、必ずしも支援を保障するものではなく、災害時に可能な範囲で支援を行うものです。



#### 4 福祉避難所の指定

地域防災拠点での避難生活に適応できない災害時要援護者のために、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するため、あらかじめ施設と協定を締結することとします。

なお、福祉避難所は、区長が必要と認めた避難者の受入れを、あらかじめ定めた人員の範囲内で一定期間行うこととします。

### 第4節 社会福祉施設等における安全確保対策

1 社会福祉施設等内の安全対策の推進

利用者の安全を確保するため、備品等の転倒防止、飛散・落下防止等の安全措置を講じるとともに、施設管理者による定期的な点検を行います。

#### 2 迅速な応急活動体制の確立

施設管理者は、定期的に職員に対する防災教育を行い、夜間、休日など職員が少ない状態における災害対応についても配慮した訓練を実施します。

なお、訓練にあたっては、近隣の自治会、町内会等に協力を要請し、地域住民やボランティアと連携した訓練の実施に努めます。

#### 3 地域との連携強化

震災発生時に迅速かつ安全に避難するためには、施設関係者だけでなく地域住民の協力が不可欠であるため、近隣の自治会・町内会、企業等との災害時における避難の協力に関する応援協定等の締結を促進します。

#### 第5節 学校施設等における安全対策の推進

#### 1 小·中学校

児童生徒の安全確保を図るため、学校施設内の安全対策の推進や情報受伝達体制の確保、学校防 災計画の策定や地域防災拠点との連携といった応急活動体制の確立を図っていきます。

また、防災教育の実施や保護者等との連絡体制の確保など、児童生徒の安全確保体制の確立に努めます。

#### 2 保育所等

子どもの安全確保を図るため、各園との連絡体制の強化を図るとともに、災害時には各園の状況を把握し、保護者等に状況を伝える手段として、青葉区のホームページに「青葉区子ども関連施設被災状況」を掲載します。また、地域メディアの活用等による情報提供を今後推進していきます。

#### 3 幼稚園

児童や先生に対する防災教育の実施、保護者等との連絡体制の確保など、児童の安全確保体制の確立に努めます。保護者への情報伝達については、保育所等と同様の対策を検討していきます。

#### 第6節 事業者の危機管理力の向上

事業者はその社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保とともに、従業員等の食料、飲料水等の備蓄、各事業所における消火や救出救助等のための資機材の整備など震災対策の推進を図らなければならず、また、市の実施する震災対策について積極的に協力するよう努めることとします。

# 【第3部 災害発生時の応急対応】

### 第1章 災害対策本部等の設置

#### 第1節 青葉区災害対策本部等の設置

1 青葉区災害対策本部の設置

次の場合、区長は速やかに青葉区災害対策本部(以下「区本部」という。)を設置し、直ちにその旨を市長(市本部長)に報告するとともに被災区民等の救助やその他災害応急対策を実施し、被害の発生を最小限に止めます。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発令されたとき。
- (2) 市域において震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生したとき。
- (3) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (4) 区域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると区長が認めたとき。

#### 2 青葉区災害対策警戒本部の設置

区長は気象庁から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき、青葉区災害対策警戒本部(以下「区警戒本部」という。)を設置します。

3 警戒体制

市域において震度4又は震度5弱の地震(気象庁発表)が発生したとき、区長は警戒体制(以下「区警戒体制」という。)をとります。

※ 警戒本部や警戒体制は、横浜市災害対策本部又は横浜市緊急事態対策本部が設置されるまでの間に設置し、区内の危機に対応するものです。

#### 第2節 区本部の廃止・縮小

区本部長(区長)は、区域において応急対策がおおむね完了したと認めたとき又は「津波警報」「大津波警報」が解除されたときは、市本部長(市長)の承認を得て、区本部を廃止・縮小します。

#### 第3節 区本部の組織

- 1 職務権限
  - (1) 区本部長(区長)
    - ア 市本部長の指揮命令により区本部の事務を統括
    - イ 区副本部長(副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長)及び区本部各班長 に対する指揮命令
    - ウ 各地区隊長及び消防地区本部長への指示又は要請
    - エ 協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請
- (2) 各地区隊長(土木事務所長、資源循環局事務所長、水道局水道事務所長)及び消防地区本部長 (消防署長)
  - ア 所管する災害応急対策を実施
  - イ 区本部長からの災害応急対策の指示又は要請への対応

ただし、消防地区本部長は、消防局長の命を受け消火、救助等の応急活動を実施するため、区本部長の指示又は要請に応じられないときは、区本部長に対しその旨を通報します。

また、資源循環局青葉事務所地区隊長は、市本部資源循環部部長(資源循環局長)が全市的、統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先します。土木事務所地区隊長においても、市本部道路部部長、環境創造部部長が全市的、統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先します。

- (3) 区副本部長(副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長)
  - ア 区本部長の補佐
  - イ 区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときの職務代理
- (4) 区本部各班長(課長) 班員に対する指示
- (5) 班員(係長、職員) 班長の指示に基づく災害応急対策

#### 区災害対策本部組織図 区本部長(区長) 区副本部長 区 区 副区長、福祉保健センター長 福祉保健センター担当部長 区 区 副 副 副 副 本 本 本 本 庶務班(総務課長) · 部 部 部 部 情報班(区政推進課長) 長 長 長 長 (土木事務所長 消防 (水道局水道事務所長 (資源循環局事務所長 長 避難者 ボランティア班 諸 被 医 衛 援 保 療調 護班 育 資輸 証 点 害 生 体安置所運 明 班 調 班 整 教 送 班 査 高齢 税務課担当課長 生活衛生課長) 駅 対 班 育施 班 班 (戸籍課長) 【保健活動グ:以(福祉保健課長) (税務課長 (保険年 応班 障 設 営 (こども家庭支援課長 害 支 班 班 一金課長 (地域振興課長 後課長 (生活支援課長 (学校連携・こども担当課長 プ 木事務所 道 防 源 循 局 水道 環 区 局 本 地 事 事 ※ 区本部各班の班長は、原則()内記載の課長とします。 区 務 務 所 所 地 地 区 区

### 【事務分掌】

	事務分掌			
班	救助·救命期	応急復旧期	復旧期	
	(発災~3日)	(4日~10日)	(11日目以降)	
庶務班	1 区本部の設置及び運営に関すること。	1~21 同左	1~23 同左	
	2 本部長命令の伝達に関すること。	22 区本部の予	24 区災害復	
	3 区本部の庶務及び記録に関すること。	算、経理に関	旧計画の策	
	4 部内各班の連絡調整に関すること。	すること。	定に関するこ	
	5 市本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。	23 区災害応	ک。	
	6 報道及び広報対応に関すること。	急対策計画		
	7 災害関連情報に関すること。	の策定に関す		
	8 区災害対策計画の立案及び実施に関すること。	ること。		
	9 警戒区域の設定に関すること。			
	10 避難指示等に関すること。			
	11 職員応援要請に関すること。			
	12 支援職員の受入れに関すること。			
	13 他都市応援職員の受入れ等に関すること。			
	14 区本部職員の動員に関すること。			
	15 区本部職員の厚生に関すること。			
	16 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関するこ			
	と。			
	17 食料、飲料、燃料等の確保に関すること。			
	18 庁舎の管理保全に関すること。			
	19 所管車両の保全に関すること。			
	20 他の班の所管に属さないこと。			
	21 その他特命事項に関すること。			
情報班	1 災害関連情報の収集分析及び伝達に関すること。	同左	同左	
	2 被害状況(人的・物的)の集約に関すること。			
	3 応急対策活動の集約に関すること。			
	4 災害関連情報の広報活動に関すること。			
	5 広聴相談及び臨時区民相談室の開設に関すること。			
	6 通信機器等の保全に関すること。			
	7 地区隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関との			
	連絡調整に関すること。			
	8 市立以外の学校等の公的施設の被害状況の把握に関			
	すること。			
	9 指定管理施設の被害状況に関すること。			

避難者·	1 広域避難場所、帰宅困難者一時滞在施設、津波避難	同左	同左
駅 対 応	施設の避難者の把握に関すること。		
班	2 補完施設の被災状況の把握に関すること。		
	3 避難者の安全確保に関すること。		
	4 二次災害防止に係る避難誘導に関すること。		
	5 主要駅等での情報収集・広報に関すること。		
	6 被害情報等の収集・伝達に関すること。		
	7 帰宅困難者対応に関すること。		
	8 鉄道事業者、駅周辺事業所、警察等の関係機関との		
	連携した避難誘導に関すること。		
	9 帰宅困難者一時滞在施設滞在施設の運営又は支援に		
	関すること。		
	10 その他必要な事項に関すること。		

	事 務 分 掌		
班	救助·救命期	応急復旧期	復旧期
	(発災~3日)	(4日~10日)	(11日目以降)
ボランテ	1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関するこ	同左	同左
ィア班	ځ.		
	2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に		
	関すること。		
	3 必要なニーズ等の広報に関すること。		
	4 区の災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する		
	こと。		
諸 証 明 班	死亡届の受理及び火埋葬許可に関すること。	<ul><li>1 同左</li><li>2 倒壊建物等の</li></ul>	1~3 同左 4 倒壊建物等
		被災者台帳の	
		作成に関すること。	書の発行に関しまること。
		こ。   3 倒壊建物等の	9 &
		罹災証明書の	
		発行準備及び	
		広報に関するこ	
		کی	
 拠点班		1~6 同左	同左
,, _,,,,_	2 地域防災拠点及び周辺地域の被災状況(死者、負傷		
	   者等)、運営支援、情報収集、避難者ニーズ対応に関	相談に関するこ	
	すること。	ک。	
	3 地域防災拠点運営委員会との連絡調整に関するこ		
	Ł。		
	4 避難者の対応に関すること。		
	5 地域住民への情報提供(自治会・町内会掲示板や地		
	域防災拠点での掲示を含む)・広聴に関すること。		
	6 市民が任意に設置した避難場所の把握に関すること。		
被害調	1 区内の被害状況の調査に関すること。	1~2 同左	1~5 同左
查班	2 応急危険度判定調査の支援に関すること。	3 建物等の被害	6 解体廃棄物
		認定調査の準	の解体・撤去
		備及び広報に	申請の受付に
		関すること。	関すること。
		4 建物等の被害	
		認定調査の実	
		施に関するこ	
		と。	
		5 被害認定調査	
		表の作成に関	
		すること。	

	事務分掌		
班	救助·救命期	応急復旧期	復旧期
	(発災~3日)	(4日~10日)	(11日目以降)
医療調整班	整復師会等との連絡調整に関すること(区災害医療連絡会議の開催を含む。)  2 医療機関の被害状況の把握並びに診療可能医療機関の情報提供に関すること。  3 地域防災拠点等における負傷者数等の把握に関すること。  4 巡回診療チーム編成に関すること。  5 地域防災拠点等の定点診療及び巡回診療に関すること。  6 他都市医療救護隊、多職種による医療支援チーム、他自治体応援保健職員等の受入れ調整に関すること。  7 医薬品、医療資器材等の調達に関すること。  8 患者搬送に係る連絡調整に関すること。  9 地域防災拠点等における保健衛生指導等に関すること。  10 被災者の保健活動及び保健活動グループに関	1~10 同左 11 精神保健 医療相談窓	同左
衛生班	すること。 1 消毒及び衛生に関すること。 2 飲料水及び食品の衛生確保に関すること。 3 生活衛生に関すること。 4 動物の保護収容に関すること。	1~4 同左 5 感染症の発 生予防及び拡 大防止に関する こと。	同左
援護班	1 要援護者の安否確認、避難支援、安全確保に関すること。 2 地域防災拠点等の要援護者の状況把握に関すること。 3 要援護者のための福祉避難所の設置及び運営に関すること。 4 要援護者の福祉避難所の受入に関すること。 5 その他要援護者の支援に関すること。	1~5 同左 6 要援護者の 生活相談に関 すること。	1 福鎖の移。 2~ 7 へ関 災害関 被支 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で

	事 務 分 掌		
班	救助·救命期	応急復旧期	復旧期
	(発災~3日)	(4日~10日)	(11日目以降)
保育·教育	1 保育・教育施設等からの情報収集・情報提供に関	8 同左	同左
施設班	すること。		
	2 保育・教育施設等との連絡調整に関すること。		
	3 区本部庶務班との連絡調整に関すること。		
	4 市立保育所の児童の安全確保に関すること。		
	5 市立保育所の施設、園庭の管理保全に関すること。		
	6 市立保育所の保育の早期再開に関すること。		
	7 市立保育所の児童の引渡しに関すること。		
	8 緊急保育に関すること。		
遺体安置	1 遺体安置所の設置及び運営に関すること。	1~3 同左	同左
所運営班	2 行方不明者の把握に関すること。	4 引取人のいな	
	3 関係機関(県警、医師会、歯科医師会)との調整に	い焼骨に関する	
	関すること。	こと。	
物資·輸送	1 区集配拠点の設置及び運営に関すること。	1~4同左	同左
班	2 食料、救援物資等の受入れ及び配分に関すること。	5 不足救援物資	
	3 食料、救援物資等の調達・輸送に関すること。	等の把握に関	
	4 自動車、その他輸送手段の確保に関すること。	すること。	
土木事務	1 道路の被害状況の把握に関すること。	同左	同左
所地区隊	2 道路に係る応急対策の立案及び実施に関すること。		
	3 緊急輸送路等の確保に関すること。		
	4 路上障害物、放置車両の除去等に関すること。		
	5 河川、下水道管きょ、公園緑地の被害状況の把握		
	に関すること。		
	6 河川、下水道管きょ、公園緑地に係る応急対策の		
	立案、実施に関すること。		
	7 工事箇所の保全に関すること。		
	8 区本部、作業隊、その他関係機関との連絡調整に		
	関すること。		
	1 ふれあい収集の対象者等の安否確認に関すること。	同左	同左
局事務所	2 巡回による被害状況、避難場所、道路等の情報収		
地区隊	集・提供に関すること。		
	3 収集車を利用した広報、物資運搬等に関すること。		
	4 トイレ対策班への応援に関すること。		
水道局水	1 応急給水活動及びその際に得られた被災情報の提	同左	同左
道事務所	供に関すること。		
地区隊	2 断水や水道の復旧情報の提供に関すること。		

	事 務 分 掌		
班	救助·救命期	応急復旧期	復旧期
	(発災~3日)	(4日~10日)	(11日目以降)
消防地区	1 消火、救助及び救急活動に関すること。	同左	1~5 同左
本部	2 他都市応援隊の指揮、運用、調整に関すること。		6 火災原因、
	3 消防活動支援OB対の活動に関することと。		被害調査、罹
	4 緊急消防援助隊等の誘導に関すること。		災証明書の
	5 建設業防災作業隊の要請に関すること。		発行に関する
	6 災害及び災害活動の記録に関すること。		こと。(火災の
	7 区本部、関係機関との調整に関すること。		みとする。)
	8 消防団本部との連絡調整に関すること。		7~15 同左
	9 災害救助法適用時における救助の実施に関するこ		
	Ł。		
	10 消防広報に関することと。		
	11 避難誘導に関すること。		
	12 危険物施設の災害状況の把握及び恒久措置指導		
	に関すること。		
	13 応急計画策定対象物の災害状況の把握及び応急		
	措置指導に関すること。		
	14 各地区支所班との連絡調整に関することと。		
	15 その他警防上必要な事項に関すること。		

- ※ 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置します。
- ※ 各地区隊及び消防地区本部にあっては、関係局長が全市的·統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とします。

### 第2章 職員の配置・動員

#### 第1節 職員配置計画

職員(応援配置される他区局職員を含む。)は、区本部が設置された場合等は、この計画で定める任務分担に応じて、全力をもって災害応急対策に従事します。

#### 1 区本部設置時の配備体制

職員は、区本部が設置されるときは、あらかじめ定められた動員計画に基づき、直ちに参集し、必要な任務を遂行します。

なお、区長は、区警戒本部を設置する場合及び警戒体制をとる場合についても、あらかじめ参集する職員を指定します。

#### 2 勤務時間内の職員配置

区本部長は、所属職員を班ごとに配備につけ、任務を命じます。

なお、円滑な活動を実施するため必要と認められるときは、あらかじめ定めている職員の任務分担を変更して、別の任務を命じます。

#### 3 勤務時間外の職員配置

(1) 区本部長は、早期参集者を、あらかじめ定められた任務以外の、早期対応を必要とする班に配置することができることとします。

#### 【発災初動期に最も優先する業務】

- ア 区本部の所管施設、所管区域内の被害情報の収集
- イ 被害情報の集約
- ウ 区本部としての活動の意思決定
- エ 市災害対策本部との連絡調整
- (2) 区本部長は、参集職員をあらかじめ定めた各班へ配置します。ただし、被害状況等に応じて、円滑な 災害応急対策を実施するため、必要と認められるときは、あらかじめ定めている職員の業務分担を変更 して、別の業務を指示、命令します。

#### 4 初動期における災害応急対策の実施

(1) 横浜市内で震度5強以上の地震が発生した場合、原則として発災から72時間までは、市職員全員で 人命に係る応急対策、被災者支援及び被害情報の収集などの災害対応を行います。

なお、72時間の期間については、被害等の状況に応じ、区本部長が市本部長と協議の上、短縮又は延長します。

(2) 区本部は、災害対応とともに被災者支援上必要な業務を継続します。

#### 5 区等への応援体制

- (1) 区本部長は、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあるときは、市本部長に、他の区本部又は各局からの職員派遣を要請します。
- (2) 各局及び被害が少ない区は、自ら災害対応を行うとともに、派遣可能な最大限の職員を被害の多い区に一定期間派遣します。

#### 第2節 職員の動員

#### 1 職員の動員

職員は、区本部が設置される次の場合は、動員計画に基づき、動員命令を待つことなく、自発的にバイク、自転車等できる限り早期に参集できる有効な手段(自家用車を除く。)を用いて、直ちに参集を図ることとします。また、参集時に自身の安否情報及び参集情報を職員安否・参集確認システム等を用いて報告します。

なお、保育及び介護等を要する同居家族がいる職員で、自ら保育及び介護等を実施する以外に手段がなく、直ちに参集することが困難になった場合は、所属長にその旨を報告するとともに、保育及び介護の手段を確保するよう努め、速やかに参集を図ることとします。

- (1) 市域において震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生したとき。
- (2) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。

#### 2 参集時の留意事項

職員は、勤務時間外における参集については、次の要領により、速やかに行動を開始します。

(1) 安全確保

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認します。

(2) 参集時の服装及び携行品

応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、飲料水、食料、トイレパック、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行します。

(3) 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、消火活動への協力など適切な措置をとります。

(4) 被害状況等の報告

参集途上において、被害状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告します。特に、病院、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、詳しく報告します。

#### 3 動員時の職員の安全衛生管理

災害応急対策の実施にあたり、従事職員の安全衛生管理上必要な措置を講じます。発災初期から、被害等状況、参集人数等の実情に応じ、「災害時の職員の健康管理の手引き」を参照し、次の項目について 実施します。

(1) 安全確保

従事にあたっては、道路や建物の損傷、火災、危険物質の発生などのリスクを予測し、職員の安全対策を確実に実施します。

(2) 体調管理

休養、食事の確保に配慮するとともに、感染症の予防、ストレスへの対処策を実施します。

## 第3章 情報の収集・伝達

#### 第1節 情報受伝達方針

- ・発災直後、区本部は、正確かつ迅速な情報の収集・伝達を実施し、対処方針の迅速な決定や応援要 請等の判断材料とします。
- ・ 防災関係機関や市民等からの様々な情報についても整理・活用します。
- ・ 災害時広報は、人心の安定、災害応急対策の促進などの観点からあらゆる手段を用いて積極的に実施します。

#### 第2節 情報受伝達体制

1 通信手段の確保

区本部長は、次に示すあらゆる通信手段を活用して、情報受伝達体制の確保に努めます。

- (1) 本市の保有する無線通信網
- (2) 危機管理システム
- (3) 専用回線(ホットライン)
- (4) 衛星電話
- (5) 加入電話及び庁内電話
- (6) 地域BWA
- (7) アマチュア無線等
- (8) 情報収集員の派遣

#### 2 情報収集員

地区隊長、各局出先機関班長は、必要に応じて、情報収集員を区本部に派遣し、地区隊との情報連絡 にあたらせます。

また、区本部長は、必要に応じ、情報収集員1名以上を市本部に派遣し、区本部との情報連絡にあたらせます。

#### 第3節 災害情報の収集、報告及び記録

1 情報収集・伝達の原則

本市に震度5強以上の地震が発生した場合においては、市本部と区本部との情報受伝達はホットラインの活用を原則とします。

ホットラインが使用できない場合及び他施設との情報受伝達については本市の無線通信網を活用することとし、次いで災害時優先電話、危機管理システム、無線FAX、Eメール等の通信手段を活用することとします。

#### 2 区本部の報告

区本部は、次の情報を収集し、本部運営チーム情報班に速やかに報告します。

(1) 発災直後の情報収集

人的被害や火災の状況及び物的損害その他の情報について、目視や巡回、住民からの通報等により 収集します。

(2) 中間報告

被災状況全般を集約し、報告します。

#### (3) 最終報告

被害の状況が最終的にすべて明らかになった時点で、被害最終報告をします。

#### 災害情報の記録

区本部長は、災害情報を緊急度、重要度等に区分し、速やかに関係部署に伝達するとともに、それを正 確に記録することとします。

また、事後の振り返り・検証等のため、活動内容を記録・整理し、保存しておくとともに、必要に応じて、写 真・ビデオ等による撮影を行います。

#### 第4節 青葉区版防災情報伝達システム

避難指示、特別警報、震度5強以上の地震など、重大な被害が予測され、緊急性が高い場合に災害情 報を自治会·町内会、地域防災拠点運営委員会、防災関係機関等に伝達する、青葉区独自のシステムで、 専用防災ラジオと電話を活用した情報伝達を行います。その情報を地域で活用していただき、災害の被害を 減らすことを目指します。

また、ICTの活用として、FMサルーススマートフォンアプリ及び横浜市避難ナビスマートフォンアプリを利用し て、区民に幅広く情報伝達を行います。

#### <システムイメージ図>



#### <FMサルーススマートフォンアプリ>



<横浜市避難ナビスマートフォンアプリ>



#### 第5節 災害時広報

区本部長は、住民の不安の解消やデマによる混乱を防止し、市民生活の安定化を図ることをねらいとし、 地域防災拠点や必要な地域に対し、広報車(消防車両、区役所車両、土木事務所車両、資源循環局収集 車等)や職員の派遣による災害時広報を迅速・的確に実施します。

また、災害の初期段階では、被災者のほとんどがラジオから情報を得ている実態があることから、区内のコミュニティFMである「FMサルース」と連携し、区役所が集約した情報を区民に素早く広報することとします。そのほか、イッツコム等青葉区の地域のメディアを活用した広報を実施します。

さらに、上空からの広報が必要と判断したときは、区本部長は消防局長に対し、消防局航空機(ヘリコプター)による広報を要請します。

#### 第6節 広聴・相談

1 臨時区民相談室の開設

被災者の生活相談や援助業務の一環として、区役所及び地域防災拠点において臨時区民相談室を開設し、要望、苦情等を聴取し、災害活動に反映させます。

2 災害時コールセンターへの情報提供

市災害対策本部が設置された場合、横浜市コールセンター内に災害時コールセンターが立ち上がるので、必要な情報を提供し問合せに対応します。また、外国人(英語、中国語、スペイン語)については、横浜市外国人災害時情報センターが対応します。

3 警察による被災者等への情報伝達・相談活動

警察は交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、交通規制など警察措置に関する情報等を伝達するとともに、行方不明者相談窓口、消息確認電話窓口等を設置する等、親身な相談活動の実施に努めます。

### 第4章 消火・救助及び救急対策

#### 第1節 防災関係5機関による連携

区役所、青葉警察署、青葉消防署、青葉土木事務所、青葉水道事務所の防災に関係する機関が隣接している立地条件を最大限に活用して災害対応するため、この5つの機関からなる青葉区関係5機関調整会議を開催し、5機関が連携して災害対応にあたることとします。

また、必要に応じて、消防団や自衛隊等との連携を行い災害応急活動にあたります。

#### 第2節 災害応急活動の基本方針

震災発生時の災害応急活動は、次のとおり人命の安全確保を最優先とします。

#### 1 消火活動の優先

最も人命に対する被害を増幅する火災に対し、非常用消防車を含めたポンプ隊の運用及び消防団、企業自衛消防隊等との連携による火災の早期鎮圧及び拡大防止を図ります。

#### 2 人命の救助、救急活動

震災時には、火災、家屋の倒壊、がけ崩れ等による人身災害に対し、救助隊、救急隊等の人員、資機 材を活用し、人命の安全確保に努めるものとします。

#### 3 安全避難の確保

住民の安全避難を確保するため、地域住民が当該区域から避難が完了するまで火災の鎮圧と拡大防止を図ります。

#### 第3節 消防団活動

#### 1 活動体制

地震が発生した場合は、消防団の全機能をあげて、早急に活動体制を確立し、事前計画に基づく効率的活動をなしうるよう努めます。

#### (1) 震災対策消防団本部等の設置

消防本部に震災対策消防本部体制が発令された場合は、次により震災対策消防団本部及び震災対策分団本部を設置します。

なお、市域における震度5強以上の地震発生(横浜地方気象台発表)に伴い消防局の本部体制が発 令された場合においては、事前命令による動員とします。

#### (2) 消防団員の動員

消防団長は、地震発生に伴う震災対策消防本部体制・全員配備が発令された場合、全団員を動員 します。

#### 2 災害応急活動

消防団の災害応急活動は受持区域優先を原則とし、消防地区本部、消防隊等と連携を密にして活動を実施します。

また、消防団員は参集途上において、情報の収集及び出火防止、初期消火の呼びかけを実施します。

※ なお、震災時の消防活動(消防署・消防団)の詳細については、消防局及び青葉消防署において、 別途計画を策定し、災害対応を行うこととなっています。

### 第4節 自衛隊等との連携

災害派遣される自衛隊や緊急消防援助隊との連携により、災害応急活動の増強を図り、人命の安全確保を行います。

### 第5章 医療救護等の対策

#### 第1節 災害時の医療体制

横浜市の防災計画では、発災時における地域への医療救護体制として、「巡回診療」チームが各地域防 災拠点を巡回する診療を行うこととしています。

青葉区では、横浜市の防災計画で示されている「巡回診療」チームによる診療のほか、震度6弱以上の地震が観測された場合、医療関係団体\*の協力を得て、「定点診療」を行います。

\*[青葉区医師会、青葉区歯科医師会、青葉区薬剤師会、青葉区柔道整復師会等]

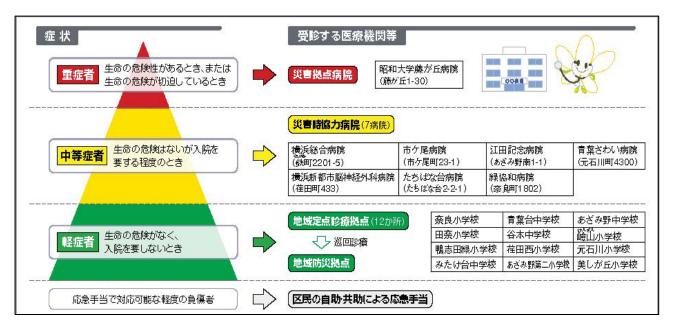
#### 1 総合調整·指揮機能

区に「青葉区災害医療連絡会」を新設し、発災時には、本会議を定期的に開催して、医療機関の被災 状況や診療状況、避難所の状況等に関する情報の共有化を図ります。

#### 2 青葉区の医療体制

体制	名称
災害拠点病院	昭和大学藤が丘病院
巡回医療拠点	休日急患診療所
	医療法人社団法人一成会 たちばな台病院
	緑協和病院
	医療法人社団博慈会 青葉さわい病院
災害時協力病院(7病院)	医療法人社団明芳会 横浜新都市脳神経外科病院
	医療法人社団緑成会 横浜総合病院
	市ケ尾病院
	江田記念病院
	奈良小学校
	田奈小学校
	鴨志田緑小学校
	みたけ台中学校
	青葉台中学校
災害時地域定点診療拠点	谷本中学校
(12拠点)	<b>荏田西小学校</b>
	あざみ野第二小学校
	あざみ野中学校
	嶮山小学校
	元石川小学校
	美しが丘小学校
巡回診療	各地域防災拠点

【参考】	横浜労災病院
青葉区以外の災害拠点病院	昭和大学横浜市北部病院
	済生会横浜市東部病院



#### (1) 災害拠点病院

災害時協力病院や診療所等による医療提供では対応が困難な重傷者を中心に、負傷者等の受入れを行います。

#### (2) 災害時協力病院

災害拠点病院以外で、診療所等による医療提供では対応が困難な中等症の負傷者を中心として、 受入れを行います。また、各病院の被災状況、受入体制等の確認を行いながら負傷者等の搬送を行い ます。

なお、青葉区医師会等から医師の派遣を行い、負傷者等の受入れ体制の強化を図ります。

#### (3) 災害時地域定点診療拠点

青葉区では、「巡回診療」だけではなく、発災時に重軽症者が多数発生することを想定して、「災害時地域定点診療拠点」を設置します。災害時地域定点診療拠点は住民との協力により設置するものとし、 近隣医師等が参集したのちトリアージや軽傷者への診療を行います。

また、医療関係者のトリアージにより重傷者・中等傷者と判断されたものは、横浜市アマチュア無線非常通信協力会青葉区支部と連携により受入協力病院を探すこととします。

なお、災害により救急搬送手段に異常が起きている場合は、重傷者等の搬送については、地域住民の協力のもと行うこととします。

- ※ 診療場所は、学校の保健室、図書室、家庭科室等とします。
- ※ 横浜市防災計画では、「再開できる診療所」は旗を掲げて診療することとしていますが、電力状況 や診療範囲、効率性を考慮し、青葉区では医師会の医師等が災害時地域定点診療拠点に参集 することとし、災害時地域定点診療拠点に旗を掲げて診療を行います。その後状況に応じ、「再開 できる診療所」は旗を掲げ診療します。

#### (4) 巡回診療

医療ニーズ等を把握し、診療場所を固定して行う「定点診療」のほか、各定点診療拠点の担当地域内を「巡回診療」することにより、各地域防災拠点で応急医療を行います。

#### 3 情報通信体制

医療調整活動専用の非常用通信手段として、MCA無線及び衛星携帯電話を区役所、青葉区医師会、 災害時拠点病院、災害時協力病院及び災害時定点診療拠点に配備するほか、横浜市アマチュア無線非 常通信協力会青葉区支部と連携して、災害時協力病院等に支部員を派遣するなどし、災害時の通信体 制の強化を図ります。

#### 第2節 医薬品等の備蓄及び供給体制

#### 1 医薬品等の備蓄

- (1) 全ての地域防災拠点に応急手当用品(消毒液、包帯、絆創膏等)を配備します。
- (2) 区役所及び休日急患診療所に医薬品等を備蓄します。
- (3) 区内の薬局に医薬品等を備蓄します。
- (4) 地域防災拠点等で診療を実施する際は、区役所や休日急患診療所、区内の薬局に備蓄した医薬品等を携行することとします。

#### 2 医薬品等の供給

備蓄医薬品等が不足する場合は、本市と協定を締結している横浜市薬剤師会及び市内医薬品卸会社 との協定に基づき、市医療調整チームが各区の指定する場所への医薬品等の供給を要請します。

#### 3 医療情報の提供

(1) 医療機関情報

区医療調整班は、市医療調整チームと連携し、区内の診療可能な医療機関名等をリスト化し、随時 更新を行うとともに、同様に処方可能な薬局についても情報集約を行います。リストは地域防災拠点等 に掲示するほか、区医師会、災害時協力病院等に情報提供します。

(2) 在宅療養患者情報

区医療調整班は、人工透析・在宅酸素療法・在宅IVH等継続的な医療処置が生命の維持に不可欠な在宅療養中の慢性疾患患者に関する情報を収集し、市医療調整チームに報告します。

## 第6章 応援派遣等の対応

物資集配拠点、自衛隊、緊急消防援助隊等の応援部隊が被災地で円滑に救助・救出活動を行うための活動拠点となる施設は、原則として次の表のとおりとします。

目的	施設名
物資集配拠点	こどもの国
	荏子田小学校横グラウンド
へリ着陸申請場所	県立市ケ尾高校
	日本体育大学
ボランティア活動拠点	青葉公会堂2階部分
ハフンティア心動拠点	市ケ尾中学校
遺体安置所	青葉スポーツセンター
他都市応援職員等宿泊施設	くろがね青少年野外活動センター
緊急消防援助隊活動拠点	青葉消防署
	県立田奈高校
広域応援活動拠点	県立市ケ尾高校
	県立元石川高校

## 第7章 避難者対策

人命への危険性が高まる事態が発生した場合、市民の生命と身体を災害から守るため、次により安全かつ迅速に避難活動を実施します。

#### 第1節 避難計画

#### 1 避難指示等

(1) 基準

高齢者等避難及び避難指示(以下、「避難指示等」という。)は、地震発生後の災害の拡大により住民の生命に危険が切迫し、避難させる必要が生じた場合に、市長又は区長が実施します。

(2) 避難指示等の実施者及び実施方法等

住民への避難指示等は、青葉区風水害等対応マニュアルに基づき区本部を構成する職員(区本部職員、土木事務所地区隊、消防地区本部、その他各地区隊など)が連携し、緊急速報メールの配信や広報車、職員の派遣等により、対象地域の全戸伝達を原則として、伝達及び広報を実施します。

- (3) 避難指示等の報告
  - ア 区本部長が避難指示等を実施した場合

区本部長は、避難指示等を実施したときは、市本部に対し、避難指示等の実施日時や対象地域、 対象世帯数等を無線ファクシミリ又は無線ホットラインにより速やかに報告します。(解除のときも同様 に報告します。)

イ 関係機関等への連絡

避難指示等を実施したとき、区本部長は、所轄警察署に対し、その内容を通報します。

(4) 避難指示等の解除

区本部長は、避難指示等を解除した場合は、直ちにその旨を公示します。

#### 2 警戒区域の設定及び立ち退き

区本部長は、地震発生後に、二次災害等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができます。

#### 第2節 被災者の避難・受入れ

震災により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった被災者等が避難してきたときは、次により被災者の受入れを行います。

- 1 被災者の避難・受入れ
  - (1) 避難場所
    - ア 地域防災拠点

震災により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった住民は、地域防災拠点で受け入れます。また、ライフラインの停止などにより、自宅での日常生活が困難となった住民が、物資や情報を入手します。

イ 補充的避難所

避難者数等の増加により、地域防災拠点の収容能力を超える場合には、補充的避難所を開設します。

#### ウ 福祉避難所

介護等が必要な要援護者等については、区本部が福祉避難所を開設します。

#### (2) 避難・受入割り当て

避難の受入れに当たっては、原則として、あらかじめ指定した地域防災拠点ごとの区割りに従いますが、被害状況に応じて、その他の地域防災拠点でも受入れを行います。

#### (3) 避難·受入期問

避難・受入期間は、避難者が住宅を修理、新築する等住宅を確保することができるまでの間又は応 急仮設住宅へ入居できるまでの間とします。

#### 2 地域防災拠点の開設及び閉鎖・統合

#### (1) 開設

市内1か所以上で震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生したときは、全地域防災拠点を開設します。開設にあたっては、区本部拠点班、学校連絡調整者、地域防災拠点運営委員は、速やかに地域防災拠点に参集し、施設の安全性を確認した後、避難者の受け入れに必要な措置を講じます。

#### (2) 閉鎖·統合

災害の状況が明らかになる時期(概ね3日以内)、ライフライン復旧時期、応急仮設住宅整備時期等の段階において、区本部長は各地域防災拠点の避難状況等を考慮し、地域防災拠点運営委員長との協議を行ったうえで、地域防災拠点の閉鎖・統合・避難者の集約等を決定します。

#### (3) 避難者の受入れ支援

拠点班等職員や地域防災拠点運営委員会だけでは、避難受入体制が不十分である場合、教職員も その役割を担い避難者の受入れに必要な対応を行います。

#### 3 教職員における地域防災拠点開設の対応

(1) 児童生徒在校時(勤務時間内)

地域防災拠点開設が決定された時点で、「避難支援班」に指定されている教職員は、学校が避難所として円滑に運営されるよう、区本部拠点班の職員や地域防災拠点運営委員会委員との連携を図り、 児童生徒の安全確保に支障を及ぼさない範囲で、運営に携わります。

#### (2) 休日·夜間等(勤務時間外)

ア 連絡調整者(各学校3名指名)は、いち早く学校に参集し、学校長·副校長が到着するまでの間、 教育委員会事務局や区災害対策本部、地域防災拠点運営委員会との連絡調整など地震発生直後 の初動対応を行います。

- イ 連絡調整者のうち2名は、学校管理者としての体制が整い次第、拠点開設・運営に従事し、その後 もその2名については、避難支援班として拠点運営に従事することを原則とします。
- ウ 参集状況に関わらず、速やかに拠点を開設するために、日頃から地域防災拠点ごとに具体的な開設・運営マニュアルの整備及び訓練の実施により、誰でも地域防災拠点の開設支援を行えるようにします。

#### 4 地域防災拠点の管理・運営支援

地域防災拠点の運営は、自治会・町内会を中心とした地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、避難者全員が協力します。

区本部長は、飲料水、食料、生活必需物資の供給、トイレの確保、避難者の健康状態など被災者、避難生活、ペットとの同行避難等に係る情報を拠点班から把握し、必要に応じて、速やかに市本部被災者支援チームとの総合的な連絡調整を行います。

#### (1) 地域防災拠点運営委員会

地域防災拠点運営委員会は、地域住民の参加を中心にして行政・学校等の三者で構成されており、 住民・行政・学校等のそれぞれの主な役割は、次のとおりとします。

区分	主な役割
地域住民	地域防災拠点の開設及び運営、情報の受伝達、救出・救護、食料等物資の配布、避
地域住民	難所での相互扶助、防犯パトロールなど
<i>⁄</i> =.тЬ	地域防災拠点の開設、避難場所の安全性の確保、食料等物資の確保、医療救護、
┃行政 ┃	情報の受伝達、市民生活の自立支援など
#\ <del>*</del>	児童生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開、地域防災拠点の開設・
学校等 	運営支援など

#### (2) 避難生活の維持、管理

地域防災拠点運営委員会は、安全かつ秩序ある避難場所運営の維持に努めます。地域防災拠点運営委員会の主な活動は次のとおり。

- ア 避難者の誘導、運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て
- イ 負傷者の応急手当、医療機関への誘導
- ウ 防災資機材等を活用した救出・救助
- エ 負傷者や高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦等で援護を必要とする人の把握・援護
- オ 仮設トイレの設置、清掃、防疫対策などの環境衛生
- カ 備蓄食料、救援物資等の要請・配布、炊き出し
- キ 地域の被災情報及び生活情報の収集・伝達
- ク 公的避難場所以外での避難者等への情報提供、救援物資の要請受付
- ケ 区ボランティア活動拠点とのボランティアの受け入れ調整及び避難地区内のボランティアニーズの 把握、情報提供
- コ 防犯パトロールの実施
- サ 「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づいた対応
- シ その他必要事項

また、女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に対する配慮すべき項目は次のとおりとします。

区分	女性、要援護者等を考慮した運営上の配慮すべき項目
女性	・拠点運営への女性の意見の反映(運営委員に女性を入れる、拠点の職員が女性の視
	点を代弁する等)
	・女性や子どもへの性暴力等を防ぐための防犯の強化
	・トイレを安全・安心に利用できる工夫(男女別の設置、設置場所、設置場所までの経
	路、照明等の工夫)
	・プライバシーに配慮した着替えや下着を干す場所の確保
	・女性用物資の女性による配布
	・妊婦に対しての配慮(休息できるスペースの確保、保健指導や緊急時の対応、見た目
	で妊娠しているかわからない妊娠早期の妊婦への気づき等)
乳幼児・子ども	・授乳、オムツ交換等のスペース確保
	・泣き声への対応(専用スペースの確保等)
	・子どものプレイルームや学習スペースの確保
	・アレルギーのある子どもの特別なミルクや除去食が必要な子どもの代用食の確保
高齢者	・認知症等への配慮
	・生活不活発病(※)の予防、早期発見と対応
	・オムツをしている高齢者への配慮や臭いなどの対応(男女別の専用スペースの確保
	等)
	・高齢者が孤立しないようにコミュニティスペースの確保
障害児·者	・支援のためのスペースの確保(行動障害など)
	・視覚・聴覚・知的障害者など障害の特性に応じた情報伝達の対応(音声、文字情報、
	コミュニケーションボード等)
	・内部障害者の福祉用具など障害ごとの個別のニーズの把握
	・カウンセラーの調整
外国人	・避難所標識の工夫(ピクトグラム[情報や注意を表す絵文字]、簡易な日本語等)
	・災害時多言語表示シート(全地域防災拠点に整備)の活用
	・通訳ボランティアの確保(横浜市市民通訳の利用)
	・日本人との生活習慣の違いへの配慮
感染症患者等	・インフルエンザ等の感染症が、地域防災拠点全体に感染拡大することを防止するた
	め、有症者等の専用スペースやその他の避難者と重ならない動線の確保。
	・地域防災拠点到着時の避難者の健康状態の確認
	・基本的な感染症対策である手洗いやマスクの着用の徹底
	・流行している感染症に合わせた対策の実施
その他	・避難者の意見や要望を入れる投票箱の設置
	・ラジオ体操のような軽運動の実施

※体を動かさない生活が続くことにより、全身の機能が低下して動けなくなる病気

### 5 補充的避難所の開設及び運営

#### (1) 開設及び運営

区本部長は、多数の避難者で避難所のスペースが不足した場合、又は避難所が機能しない場合等においては、区内の他の公共的施設や民間施設等を避難所として開設します。この場合、避難所の運営は地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、原則として避難者全員が参加するものとし、その他の必要事項は、地域防災拠点と同様とします。

#### (2) 教職員の体制と備蓄品の確保

地域防災拠点に指定されていない学校が緊急の避難所となることが予想されるため、それら学校においては、発災時の教職員の体制づくり及び備蓄品等を確保します。

(3) 補充的避難所に関する協定

日本体育大学と青葉区は、大規模な災害等を想定し、連携して災害に強いまちづくりを進めるとともに、発災時においては相互に協力し、地域社会に寄与することを目的に「日本体育大学と横浜市青葉区との災害対策に関する連携協定」を締結しています。協定内では、災害時に横浜・健志台キャンパスを補充的避難所として提供することが規定されており、毎年行われる防災訓練等を通じて、協定の実効性を維持していきます。

#### 6 公的避難所以外に避難した避難者への対応

自宅で被災生活を送る被災者(以下「在宅被災生活者」という。)及び地域防災拠点などの公的避難場所以外で、発災後、市民が任意に設置した避難場所(車中泊避難を含む、以下「任意の避難場所」という。)で被災生活を送る避難者は、災害等に関する情報や物資をそれらの収集、提供及び配付等の拠点となる地域防災拠点から得ることを基本とし、その対応は次のとおりとします。

- (1) 公的避難所以外の場所に避難した避難者は、地域防災拠点運営委員に避難している場所の所在、 避難者の住所、氏名、人数、その他必要事項を報告します。
- (2) 公的避難所以外に避難した避難者及び在宅の被災者は自ら地域防災拠点に出向き、情報や物資を 地域防災拠点から受け取ることを基本とします。
- (3) 公的避難所以外の場所への避難を解消した場合、速やかに、当該地域の地域防災拠点運営委員会にその旨を連絡します。

### 第3節 災害時要援護者の援護対策

高齢者、障害者等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、避難誘導、救出救護及び必要な福祉保健サービスの提供等の要援護者対策を実施します。

#### 1 援護体制の確保

区本部長は、拠点班、援護班、健康福祉部各班(福祉施設担当)等から要援護者の状況を的確に把握 し、速やかに必要な援護を行います。

- (1) 区本部拠点班は、地域防災拠点運営委員会と連携し、要援護者の状況を把握し、区本部援護班に 報告します。
- (2) 区本部援護班は、区で保管している地域防災拠点ごとの在宅要援護者名簿等を活用し、地域の自主防災組織等と連携しながら、在宅要援護者の安否確認、状況把握を行います。

#### 2 区民、地域等の役割

(1) 町の防災組織等

町の防災組織等の自主防災組織は、地域の助け合いを基本とし、地域ぐるみで震災から災害時要援護者を守るため、自治会・町内会、民生委員及び地域住民等が行政、関係団体等と相互に連携して安否確認、避難支援等その他必要な援護を行うこととします。

(2) あおば災害ネット(災害時要援護者避難支援システム)

災害発生時には、自治会・町内会、地域防災拠点などが「支えあいカード」をもとに、可能な範囲で安 否確認や避難支援を実施することとします。



#### 3 援護活動の基本方針

- (1) 医療的ケアが必要と判断される者については、迅速に医療機関と連携し適切な措置を講じることとします。
- (2) 地域防災拠点又は住宅では、必要なケアが出来ないと判断される者については、福祉避難所での受入れを行います。
- (3) 各種の事務手続を可能な限り簡素化し、必要なサービスを速やかに提供できるよう努めます。
- (4) 高齢者・障害者等要援護者に対しては、早期に生活全体の安定を図る施策を実施することが必要であり、その視点で幅広く対応します。
- (5) 全体を見据えた長期的、計画的な要援護者対策を実施するともに、的確な情報を発信し、ボランティア等に協力を求めて、連携協力してきめ細かい援護を展開します。
- (6) 地域防災拠点単位で、避難生活を送る上での運動不足等にならないための取り組みを行います。

#### 4 援護対策の実施

- (1) 地域防災拠点での援護
  - ア 備蓄食料、生活必需品等の優先支給、障害に応じた配慮・支援の提供
  - イ 巡回健康相談等
  - ウ 在宅要援護者用スペース等の確保
  - エ 福祉避難所での受入れの手配・調達
  - オ 高齢者へのコミュニティスペースの開放
  - カ 妊産婦・母子の健康維持等
  - キ 外国人家族への相談等(横浜市青葉国際交流ラウンジなど外国人支援組織との連携)
  - ク その他必要な援護
- (2) 地域防災拠点以外の要援護者等への援護

区本部援護班は、自治会・町内会、民生委員、地域住民等の協力を得て、地域防災拠点に避難していない要援護者の安否確認、状況把握を行います。

また、民間福祉事業者からの情報を収集し、必要に応じて医師等の意見を求めたうえ、適切な救護策や必要な福祉保健サービス等利用のための支援を行います。

(3) 各種福祉保健サービス等利用のための支援

区本部長(援護班)は、要援護者や仮設住宅入居者の状況を的確に把握したうえで、ケア方針を決定します。また、健康福祉局から民間福祉事業者に協力を要請し、区本部、健康福祉局、民間福祉事業者が連携を図り、要援護者へのホームヘルプサービス、入浴サービス、巡回訪問指導、日常生活用具、補装具の給付等各種福祉保健サービス等利用のための支援を行います。

なお、区内での対応が困難な場合は、区本部長は健康福祉局長に広域的な応援、調整を要請し、 健康福祉局長は必要な連絡調整を行います。

#### 第4節 福祉避難所の開設及び運営

1 福祉避難所の開設及び運営

地域防災拠点に避難した高齢者や障害者等で、拠点での避難生活に支障がある場合には、区本部長が二次的な避難場所である福祉避難所の施設管理者に対して受入れの要請を行います。

福祉避難所の施設管理者は、発災後速やかに、福祉避難所として機能させることができるよう必要な措置を講じるとともに、その運営体制を確保します。

(1) 社会福祉施設等(入所、通所型)

社会福祉施設等における福祉避難所の開設及び運営は、施設職員が行います。

なお、福祉避難所の運営に当たって人的スタッフ等が必要な場合は、区本部援護班を通じ、ボランティア等の受入れ窓口に協力を要請します。

(2) 市民利用施設

区本部長は、社会福祉施設だけでは要援護者の受入れが十分でないときは、市民利用施設を福祉 避難所として開設し、要援護者を受け入れます。

福祉避難所の開設は、施設職員及び区本部援護班等が連携して行います。

なお、運営については、原則として家族及びボランティア等による自主運営を基本として、区本部援護 班が中心となって、運営を支援するとともに、必要な措置を講じます。

#### 2 受入れの決定

福祉避難所での受入れの決定は、援護の必要性の高い者を優先して、区本部長が決定します。その際、要援護者の必要とする援護の状態に応じて、次の事項に留意し、受入施設を決定します。

- (1) 各施設が保有する専門分野での支援のノウハウを生かすため、老人福祉施設は高齢者を、障害者施設は障害者を、児童施設は児童を受入れさせることを原則とします。
- (2) 入所型の社会福祉施設等は、原則として、重度の要援護者を対象とし、受入れにあたっては、緊急入所によるものとします。
- (3) 通所型の社会福祉施設等及び市民利用施設等は、福祉避難所としての受入れを行います。
- (4) 区内の施設だけでは、受入れが困難な場合又は区域外への避難を必要とする場合は、受入れ施設の調整を健康福祉局(地域福祉保健班)に要請します。

#### 3 福祉避難所の対象施設

	地域ケアプラザ	
高齢者	老人福祉センター	
	その他高齢者福祉施設	等
	地域活動ホーム	
障害者	その他障害者福祉施設	
	特別支援学校	

【福祉避難所の一覧は、資料編6-3を参照】

## 第8章 警備と交通対策

### 第1節 大地震が発生した場合の警備対策

発災時、警察は総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施し、被災地に おける治安の維持に努めるものとします。

#### 1 警備体制の確立

警察は大地震の発生と同時に警備本部を設置し、迅速かつ的確な部隊運用を行うとともに、区本部との協力・連携体制を強化します。

#### 2 災害応急対策の実施

警察は、次の応急対策を実施します。

- (1) 避難誘導等
- (2) 交通規制
- (3) 二次災害の防止のための危険場所等の調査
- (4) 無人化した住宅街、商店街等のパトロールを強化及び避難所等の定期的な巡回による社会秩序の維持

### 第2節 大地震が発生した場合の交通対策

警察は地震発生後、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、一般車両の通行禁止・制限や緊急交通路の確保など必要な交通規制を速やかに実施し、緊急通行車両の円滑な通行の確保及び市民等の安全な避難路の確保に努めます。

また、交通規制状況を運転者、地域住民に周知するため、看板、垂れ幕、広報車両及び現場警察官による広報を積極的に実施します。

### 第9章 緊急輸送対策

#### 第1節 緊急輸送路の確保

大地震が発生した場合、人員、物資等の輸送は、災害応急対策の基幹となることから、緊急輸送路等の 道路啓開を最優先に行います。

#### 1 緊急巡回·点検

横浜建設業防災作業隊(以下「作業隊」という。)は、震度5強以上の地震が発生した場合、緊急輸送 路等のあらかじめ定められた路線、区間について巡回し、青葉土木事務所地区隊に被害状況を報告しま す。

青葉土木事務所地区隊は、区民からの通報や作業隊からの報告による緊急輸送路等の重要な被害箇所及び構造物の点検を行います。

#### 2 道路被災状況の把握・伝達

青葉土木事務所地区隊は、緊急輸送路等の被害について、通行止めや応急措置を作業隊に指示するとともに、把握した情報をまとめて、市本部(道路部)及び区本部に報告します。

#### 3 道路啓開の実施

青葉土木事務所地区隊及び作業隊は、市本部の道路啓開方針に基づき、緊急輸送路等について、警察、消防等と連携し、路上障害物の除去、応急的な対策などの道路啓開を行い、必要な通行帯を確保します。

#### 第2節 輸送体制の確保

#### 1 輸送車両等の確保

輸送手段として必要な車両等は、原則として区本部が保有し又は直接確保できるもの(自動車、バイク、 自転車、組み立て式リヤカー等)を第一次的に使用し、不足が生じる場合は、用途、車種、台数、使用期間、引渡し場所、日時等を明示し、市本部運営チームに調達を要請します。

#### 2 緊急通行車両の確認

大地震が発生した場合の交通規制が行われたときは、指定された通行禁止区域、通行制限区域及び 緊急輸送路において、緊急通行車両以外の一般の車両の通行が禁止・制限されるため、災害応急対策 に使用する車両については、平常時から緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けておくこととしま す。

なお、緊急通行車両確認証明書は車両に備え付け、標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示します。

## 第10章 水・食料・生活必需品等の供給

#### 第1節 応急給水

水道施設が被災したときは、配水池、災害用地下給水タンク等から給水を行うとともに、配水池等を取水場所とした給水車等による運搬給水を行います。その後、逐次速やかに復旧工事を行い各戸給水まで回復させます。

また、プールの水、井戸水等も生活用水として利用を図ります。

#### 1 水道局が行う応急給水

次に示す施設で、応急給水を実施します。(詳細は第2部第1章第4節第1項参照)

- (1) 配水池
- (2) 災害用地下給水タンク
- (3) 緊急給水栓
- (4) 水缶の備蓄の活用
  - ※地域防災拠点における災害用地下給水タンク及び緊急給水栓については、発災時における応急給 水作業を横浜市管工事協同組合が補助として参加します。

#### 2 区本部が行う応急給水

- (1) 備蓄している水缶詰の配布
- (2) 地域防災拠点等での直接受水槽等に残っている水の給水
- (3) 災害用地下給水タンクに応急給水装置の設置・運用を行う市民への支援
- (4) 水道局が地域防災拠点や休日急患診療所に運搬給水を行った後の、避難者等への水の配布
- (5) 応急給水実施場所の案内
- (6) ひとり暮らし高齢者等への運搬給水等の調整(住民、ボランティアへの応援依頼)
- (7) プール及び災害応急用井戸からの直接給水(生活用水として使用します。ただし飲用不可)

#### 第2節 物資の供給

1 物資の供給

震災により住家等に被害を受け、区民が食料と自炊手段を失った場合、又は生活必需品を喪失した場合、次により被災者に対して速やかに物資の供給を実施します。

(1) 供給対象者

避難所の被災者や、住家に被害を受けたことにより炊事ができない者等、区本部長が必要と認める者とします。

- (2) 物資の確保と配分
  - ア 非常用備蓄の優先

市民の非常用備蓄及び持ち出した物資の消費を最優先します。

- イ 地域防災拠点の備蓄利用
  - 地域防災拠点防災備蓄庫に備蓄された物資を運営委員会の方針に従い利用します。
- ウ 区役所及び方面別備蓄庫等からの供給 地域防災拠点等の備蓄物資に不足が生じた場合、区役所及び方面別備蓄庫等の物資を供給します。
- エ 物資の配付順位

物資の配付は、全員に公平に分配されるよう被災者と相互に協力し、配付順位の基本は次のとおり

とします。

- ①災害時要援護者(高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等)及び子ども
- ②地域防災拠点の避難者
- ③任意の避難場所の避難者及び在宅被災生活者
- ④その他(帰宅困難者等)
- (3) 供給の方法
  - ア 発災直後から概ね3日間

発災直後は、避難所等の被災者のニーズの把握又は、区本部及び避難所等からの物資要請が困難となる可能性があることから、必要物資を被災者に確実に届くようにするため、市本部物資チームは要請がなくても必要物資を確保し、避難所等に供給します。(プッシュ型供給)

イ 発災から4日目以降

区本部からの要請に基づいて、物資を避難所等に供給します。(プル型供給)

なお、プッシュ型供給の継続は、避難所等での物資の滞留を招く懸念があるため、早期にプル型供給への移行に努めることとします。

#### 2 備蓄物資で不足する場合の食料の調達

区本部長は、本市の備蓄する食料等が不足する場合は、必要な品目・数量を把握し、市本部物資チームに調達を要請します。

また、補完的な調達として、区内に店舗を有する大規模小売業者(大手スーパー等)等から市が締結した協定に基づき店頭在庫を調達します。

3 災害時における必要物資の優先的な提供等に関する協定

青葉区と地元企業は、大規模な災害等が発生し、または生じることが予測される場合に、地域住民の安全の向上を図るため、災害時における必要物資の優先的な提供等に関して、協定を締結しています。

発災時には、区役所から飲料水などの物資を避難所となる地域防災拠点への要請物資の供給等について、要請を行います。

#### 第3節 生活必需品等の供給

区本部長は、本市の備蓄する生活必需品等が不足する場合は、必要な品目・数量を把握し、市本部物資チームに調達を要請します。

また、市本部で締結する各種協定に基づいた、関係機関への協力要請を実施します。

### 第11章 災害廃棄物の処理

#### 第1節 基本的な考え方

- 1 災害廃棄物の範囲(災害廃棄物の定義)
  - (1) し尿

地域防災拠点等の仮設トイレのくみ取りし尿

(2) 災害ごみ

家庭、事業所、地域防災拠点等から排出される解体廃棄物及び津波堆積物以外のもの(通常時の 家庭系ごみ及び事業所系ごみを除く。)

(3) 解体廃棄物

損壊した建物等の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材、金属くず等

#### 2 し尿・ごみの処理

災害廃棄物の中でも、多くの避難者が集まる地域防災拠点等における「し尿」処理は、衛生的、生理的、精神的な理由から緊急に解決しなければならない重大な問題の一つです。まずは、地域防災拠点の既存トイレを使用することを第一優先とし、地域防災拠点の既存トイレが断水などによって利用できない場合は、既存トイレの便器を活用して、トイレパックを使用します。その後、仮設トイレ(くみ取り式又は下水道直結式)を設置し、使用します。し尿の収集は発災2日目以降に地域防災拠点の仮設トイレから開始します。また、発災直後は人命に係る応急対策、被災者支援などの災害対応を優先するため、家庭系ごみ(災害ごみを含む。)の収集は発災から72時間までに順次収集業務を開始します。

また、倒壊にまで至らなかった建物等片付けに伴って発生する「片付けごみ」(損壊した家具や家電等) が、無秩序に排出されると早期の復旧・生活再建の妨げになることから、「生活ごみ」等とは区別して、収集 します。

#### 第2節 トイレ対策

1 地域防災拠点における対応

災害時のトイレの設置、あるいは学校の既存トイレの使用にあたっては、できるだけ男性用と女性用を離し、暗がりにならないような場所にするなど、女性や子どもへの安全面に留意するほか、女性用トイレを多くする等の配慮を行います。

(1) 学校の既存トイレの使用

学校の使用可能な既存のトイレを利用します。また、水道水が使用できなくなった場合で、下水管の 損傷が無いときは、プール、水再生センター処理水を水洗用水として活用します。破損された排水設備 については、民間事業者の協力を得て補修します。

- (2) 備蓄仮設トイレの設置及び使用
  - ア 災害時に下水配管が損傷した場合は既存トイレの使用を禁止し、備蓄仮設トイレ(くみ取り式)を利用します。
  - イ 仮設トイレの設置にあたっては、男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、照明等、女性 や子どもへの安全面に留意するほか、女性用トイレを多くする等の配慮を行うこととします。
  - ウ 備蓄仮設トイレが設置されるまでの間又はトイレが不足する場合は備蓄トイレパックを利用することとします。また、備蓄仮設トイレが不足する場合には、区本部からの要請に基づいて収集事務所等に備蓄されている仮設トイレを配置することとします。
  - エ 備蓄トイレパックは既存トイレの便器にセットし利用します。また、和式トイレの利用が難しい人のため に、既存の和式便器に備蓄簡易式トイレ便座を設置してトイレパックを利用することとします。
  - オ 備蓄仮設トイレは地域防災拠点運営委員会が組み立て、設置することとします。

#### (3) 災害時下水直結式仮設トイレ(ハマッコトイレ)

発災後、避難所において既存の水洗トイレが使用できなくなった場合でも、衛生的に利用できるトイレとして災害時下水直結式仮設トイレの整備を推進します。また、整備された地域防災拠点には、災害時下水直結式仮設トイレの利用方法について研修を行います。

#### 2 仮設レンタルトイレの配備

区本部は、各避難所の避難者の状況及びトイレの使用の可否、水道・下水道復旧の見通しを把握し、 仮設レンタルトイレの必要台数をトイレ対策班に報告します。

#### 3 仮設トイレの管理

- (1) 仮設トイレの清掃管理は地域防災拠点の運営委員会が行います。
- (2) 運営委員会は、トイレの維持管理状況及びトイレ用水の確保状況を把握し、下水管等の清掃必要箇所、トイレ用水必要量を環境創造局へ報告します。

#### 4 トイレパックの調達

トイレ対策班は、地域防災拠点等からの要請により、必要なトイレパックの調達を行います。

#### 5 し尿くみ取り対策

くみ取り作業については、災害発生後2日目から開始し、この間、通常のくみ取り作業は発災後2週間停止して地域防災拠点における収集に全力をあげることとします。

#### 6 青葉区総合庁舎における災害用水洗トイレ

災害用水洗トイレは、災害時に断水等の状況が発生した場合に、井戸水を活用し、水洗トイレとして使用できる非常用トイレシステムです。青葉区総合庁舎は、災害時には区庁舎に青葉区災害対策本部が、青葉公会堂に帰宅困難者一時滞在施設及び青葉区ボランティアセンターが設置されることから、発災時の被害状況に応じて、同設備を活用します。

# 第12章 学校活動と保育

### 第1節 学校活動時の発災

- 1 児童生徒の安全確保
  - (1) 在校時の対応
    - ア 学校長は、地震発生後、直ちに、児童生徒の安全確認、被災状況の確認を行い、その状況を教育委員会事務局長及び区本部長に報告します。また、学校の防災計画に基づくとともに、状況に応じた適切な措置を講じます。
    - イ 横浜市立小学校・中学校の学校長は、児童生徒の預かり、引き渡しについては、原則として、保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かる(留め置く)こととします。
  - (2) 在宅時の対応

学校長は、参集した教職員に、児童生徒の安否及び被災状況を確認させるとともに、人員不足が想定される地域防災拠点の運営等の支援をさせます。

#### 2 児童生徒の避難行動

(1) 放課後キッズクラブ等の避難行動

「児童生徒の預かり」を原則とし、保護者が学校に引き取りに来るまで学校に留め置くこととします。

(2) 放課後児童クラブ(学童クラブ)における避難行動

あらかじめ、学校・放課後児童クラブ・保護者間で協議し、至近の施設等(放課後児童クラブ・小学校も含む)の安全な場所を避難場所に決めておくこととします。また、避難場所に、保護者が引き取りにくるまで、指導員等の管理下で「児童の預かり」を原則とします。

- 3 教職員における地域防災拠点開設の対応【再掲】
  - (1) 児童生徒在校時(勤務時間内)

地域防災拠点開設が決定された時点で、「避難支援班」に指定されている教職員は、学校が避難所として円滑に運営されるよう、区本部拠点班の職員や地域防災拠点運営委員会委員との連携を図り、 児童生徒の安全確保に支障を及ぼさない範囲で、運営に携わることとします。

- (2) 休日·夜間等(勤務時間外)
  - ア 連絡調整者(各学校3名指名)は、いち早く学校に参集し、校長・副校長が到着するまでの間、教育委員会事務局や区災害対策本部、地域防災拠点運営委員会との連絡調整など地震発生直後の初動対応を行います。
  - イ 連絡調整者のうち2名は、学校管理者としての体制が整い次第、拠点開設・運営に従事し、その後 もその2名については、避難支援班として拠点運営に従事することを原則とします。
  - ウ 参集状況に関わらず、速やかに拠点を開設するために、日頃から地域防災拠点ごとに具体的な開設・運営マニュアルの整備及び訓練の実施により、誰でも地域防災拠点の開設支援を行えるようにします。

#### 4 発災後の休校期間

横浜市内で震度5強以上の地震が1箇所でも発生した場合、原則として当日及び翌日は休校とします。 ただし、被害が少ないなど状況によっては、学校長の判断で教育活動の継続を可能とします。

#### 5 学校教育再開

学校教育再開にあたり、地域防災拠点に指定され、避難場所が引き続き開設されている場合は、学校の再開に関して、避難住民や地域住民などと、必要な事項について協議を行います。

# 第2節 保育中の発災

保育所や幼稚園等の保育中に地震が発生した場合、直ちに、児童等の安全確認、被災状況の確認を行い、その状況を把握するとともに保護者との連絡体制を確立することとします。

また、各園長等は、発災状況に応じた各園等の防災計画に基づいた適切な措置を講ずるとともに、児童等の預かり、引き渡しについては、原則として、保護者が各園等に引き取りに来るまで預かる(留め置く)こととします。

# 第13章 災害ボランティア活動

### 第1節 一般ボランティアの活動

1 ボランティアの受入れ及びコーディネート

ボランティア希望者の受入れや被災者からのニーズ等との調整については、青葉区災害ボランティアセンターを立ち上げ、青葉区災害ボランティア連絡会と連携して実施します。

#### 2 ボランティア窓口の設置

区本部長は、ボランティア活動を行う団体等との連絡調整に対応するため、青葉区災害ボランティア連絡会と連携してボランティアの対応窓口を設置し、市民局長に対応窓口の場所及び連絡先を報告します。 なお、全国のボランティアからの一般的な問い合わせに対しては、市コールセンターを活用します。

### 3 ボランティアが活動しやすい環境の確保

区本部長(ボランティア班)は、青葉区災害ボランティア連絡会の活動が円滑に実施されるよう、区本部からの職員派遣や無線機等の連絡手段の確保などを調整します。

## 第2節 専門的ボランティアの活動(各局担当部署での活動支援)

各地域防災拠点等において、専門的なボランティアの要請があった場合、次の部局と調整します。

区分	担当部署
応急医療・保健・福祉・衛生等に関する業務	医療局(がん・疾病対策課)
(医療関係者(医師・歯科医師・看護師・薬剤師・保健師・助産師・	
社会福祉士等)	健康福祉局(福祉保健課・こころ
	の健康相談センター・高齢健康福
※保健・福祉・衛生、こころのケア、高齢者・障害者の看護含む	祉部·障害福祉部)
①手話	健康福祉局 障害福祉課
②要約筆記通訳(日本語)	
理容師·美容師	健康福祉局 生活衛生課
①獣医師	健康福祉局
②動物愛護団体系(ペットの保護収容・移送等)	動物愛護センター
	こども青少年局
┃ ┃児童福祉施設等	こども家庭課
元皇僧位記改号   (保育士・放課後キッズクラブ・学童クラブの専門職含む)	障害児福祉保健課
(休月工・放訴後イグペクラグ・子里グラグの寺)   職合も分	保育·教育運営課
	放課後児童育成課
アマチュア無線技士等	総務局危機管理室緊急対策課
外国語支援(通訳·翻訳)	国際局
震災(被災)建築物応急危険度判定士	建築局 建築企画課
被災宅地危険度判定士	建築局 宅地企画課

# 第14章 公共施設等の応急・復旧対策

#### 1 利用者等の安全対策、避難誘導

各施設の管理責任者(指定管理者を含む)は、利用者、来訪者等の安全確保を図るため必要と認められるときは、最寄りの避難場所やその他安全な場所(施設内を含む)に利用者等を避難誘導します。

また、高齢者福祉施設、障害者福祉施設等の社会福祉施設において避難が必要となったときは、区本部、防災関係機関はもとより、近隣住民に対して、避難活動への協力を求めるなど、適切な対応を図ります。

#### 2 応急措置

(1) 出火防止措置

各施設の管理責任者は、直ちに出火防止措置を講じることとします。万一火災が発生したときは、直ちに所轄消防署に連絡するとともに初期消火を行い、火災の拡大防止に万全を期します。

(2) 被災状況の把握と報告

各施設の管理責任者は、施設の被災状況を速やかに把握するとともに、利用者等の状況、施設の被害状況、周辺の被害状況等を市本部(施設管理部局)及び区本部の2箇所に報告します。

(3) 避難者受入れの報告

各施設の管理責任者は、避難者を受け入れる必要があるとき、又は受け入れたときは、直ちに市・区本部に報告します。

# 第15章 行方不明者の捜索

### 1 行方不明者の定義

災害のため所在が不明であり生死が未だ判明しない状態にある者のことをいいます。

#### 2 行方不明者の把握

区本部長は捜索が必要とされる者の届出窓口を開設するほか、地域防災拠点等において死亡者名簿と避難者名簿の確認を行うなど、警察と相互に情報を共有しながら行方不明者数を確定する等、的確な情報の把握に努めることとします。

#### 3 捜索活動

区本部は、市本部救出救助チーム、警察、自衛隊派遣部隊等の関係機関及び地元消防団等との連携を密にし、役割や捜索区域の分担を行い、行方不明者の捜索を迅速に実施します。

#### 4 後方支援活動

- (1) 区本部長は、防災関係機関、町の防災組織、地域防災拠点運営委員会等の自主防災組織の協力を得て、捜索活動のための後方活動(警備、交通整理、広報等)を行います。
- (2) 区本部長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方活動に関する情報を直ちに市本部に報告するとともに、必要な協力を要請します。

# 第16章 遺体の取扱い

遺体の取扱いにあたっては、遺族の感情へ十分に配慮するとともに、市本部遺体取扱チームとの連携を行い、次により適切に対応します。

#### 1 関係機関との連携

(1) 神奈川県警察

平常時から検視を担当する県警と協議及び訓練を実施するなど、役割分担や実施体制について連携を強化します。

#### (2) 葬祭業者

遺体の取扱いは、葬祭業者との協定に基づき、遅滞なく実施します。特に、身元確認の長期化に備え、 遺体の腐敗等に配慮した環境を早期に確立します。

また、遺体安置場所は葬祭業者と連携して、広報等により遺族が身元確認しやすい環境を整備します。

#### 2 遺体安置所

(1) 機能

遺体安置所の機能は震災で亡くなられた遺体を一時保管し、遺体情報を検視検案等により確定させ、 遺族のもとに引き渡すための機能を有しています。

(2) 施設の指定

青葉区は「青葉スポーツセンター」を遺体安置所として指定します。

(3) 開設·運営

ア 多数の遺体の発生が想定される場合は、県警と協議し、遺体安置所を早期に開設します。

- イ 遺体安置所の開設及び運営は区本部が行い、遺体安置所を開設していない区本部は、職員の応 援派遺等の支援を行います。
- ウ 平時から各施設状況に応じ指定遺体安置所の設備、遺体搬入等の動線を確認のうえ、遺体安置 所設営マニュアルを作成します。
- (4) 遺体安置所に関する情報の収集と一元化

市外からの問合せや早期の身元判明につながるよう、遺体情報は、市本部においても各遺体安置所から情報収集を行い、一元的に情報を管理し、市民や各遺体安置所に情報を提供します。

#### 3 遺体の処理

(1) 遺体の発見と通報

区職員は、災害現場から遺体を発見した場合、又は遺体発見の連絡を受けた場合は、直ちに所轄の警察署又は直近の警察官にその旨を通報します。この時、遺体を搬送する必要がある場合は、発見した場所、状況、発見者などを確実に記録しておくものとし、搬送にあたっては関係機関等の協力を得て所持品とともに速やかに実施します。

(2) 遺体の搬送

区本部長は、捜索等により収容された遺体を、警察等関係機関と協力し、区本部が設置する遺体安置所へ搬送します。

(3) 遺体の検視等

検視は、警察が不自然な死亡の状況の有無について調査するために行います。また、検視の際は、 遺体に対する洗浄等の措置を行います。

#### (4) 遺体の検案

検案は、監察医、法医学専門医、警察協力医又は応援協力により出動した医師が、死因を特定する ために行います。

#### (5) 遺体安置所等での取扱い

区本部長は、検視・検案後、遺体の識別及び人道上の見地から必要に応じ、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の措置をとります。

なお、遺体の処置については、専門的な知識が必要であることから、葬祭業者等との訓練や協定の締結などを通じた平常時からの連携を促進し、必要な協力を得られる体制の確保に努めるものとします。 納棺用品等の調達については、「災害時における棺等葬祭用品の供給などの協力に関する協定」に基づき、全日本葬祭業協同組合連合会神奈川県葬祭業協同組合及び(社)全日本冠婚葬祭互助協会に納棺及び納棺用品等必要資材の調達等を要請します。

#### (6) 身元確認と遺体の引き渡し

ア 区本部長は、警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。警察は、身元不明者の身元確認のため、神奈川県警察協力歯科医師等への協力要請を行います。身元が明らかになった遺体を、相互に協力して遺族又は関係者に引き渡します。

なお、身元が確認できない遺体については、区本部長に引き渡します。

- イ 区本部長は、身元不明遺体については、行旅死亡人として、遺体及び所持品を写真撮影するとと もに、顔の特徴、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管します。
- ウ 区本部長は、遺体の見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名 等を地域防災拠点等に掲示し、遺族等の早期発見に努めます。

#### (7) 死亡者数の確定と広報

死亡者数の計上に当たっては、市本部、区本部及び警察が情報を相互に共有し確定します。

遺体(死亡者)数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報に当たっては、上記の共有情報をもとに警察と協議のうえ、統一的に行います。

#### 4 火葬等

#### (1) 応急的な火・埋葬

区本部長は、遺族等の引取者がない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉局長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請します。

#### (2) 火葬のための搬送

区本部長は、健康福祉局長が実施する火葬のため、遺体取扱施設等から斎場等へ遺体を搬送する場合は、「災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定」に基づき、(社)全国霊柩自動車協会に霊柩自動車による搬送を要請します。

#### <参考>市本部遺体取扱いチーム

構成局	事務分掌
健康福祉局	1 火・埋葬に関する総合調整に関すること。
市民局	2 遺体安置所の運営状況の把握に関すること。
	3 遺体の検案処置に係る連絡調整に関すること。
	4 神奈川県警・葬祭業者等との調整に関すること。
	5 広域火葬に係る連絡調整に関すること。
	6 身元不明遺体の取扱いに関すること。

# 第17章 災害時のペット対策

青葉区は市内で犬の登録数が一番多いことから、大規模災害発生時には、多くの飼い主がペットを連れて地域防災拠点に同行避難することが想定されます。

一方で地域防災拠点は多くの被災者が避難生活を送る場であり、動物を苦手とする人やアレルギーなどの理由で動物と一緒にいられない人もいます。

青葉区では「災害時のペット対策~ペットとの同行避難対応ガイドライン~」に基づき、地域防災拠点等での飼育ルールづくりを推進するとともに、飼育場所などの事前準備を進めていきます。飼育場所は、体育館や教室内にペットを受け入れることは難しいため、あらかじめ学校敷地内(可能であれば、雨や風をしのぐことができる場所)等に設定するものとします。

また、健康福祉局動物愛護センターや、公益社団法人横浜市獣医師会と市内動物愛護団体等で構成される横浜市災害時動物救援本部と連携し、物資の要請や被災のため飼育が困難になったペットの保護などペットの飼い主に対する支援を行うこととします。

【横浜市と公益社団法人横浜市獣医師会は平成18年6月に「災害時の動物救護活動に関する協定」 を締結しました。】

# 第18章 津波対策

青葉区における津波被害想定については、「P13 第1部第3章第5節津波による横浜市内浸水予想区域」に示されたとおり、被害はないとされています。この場合でも青葉区の職員は他区へ災害の応援対応を行うことがあります。

#### 【参考】

- 1 横浜市の津波に対する防災体制
  - (1) 災害対策本部等の設置

津波予報の発表があった場合の防災体制は、次のとおりとします。

- ア 地震の発生等により災害対策本部が設置されている場合は、その体制とします。
- イ 災害対策本部を設置するに至らない場合(市域に地震による揺れがなかった場合を含む。)は、 次の体制とします。

津波予報の種別	市	区
津波注意報が発表	市災害対策警戒本部	区災害対策警戒本部
津波警報が発表	<b>士</b> 《史·4/集士·20	
大津波警報が発表	│市災害対策本部 │	区災害対策本部

- (2) 災害対策本部等の廃止
  - ア 津波注意報、津波警報及び大津波警報解除が発表されたとき
  - イ 津波による被害の応急対策がおおむね完了したとき
- (3) 災害対策本部の構成区局 全区局を対象とします。
- (4) 警戒本部の構成区局及び配備体制

津波注意報に伴う警戒本部の構成区局は、原則として次のとおりとします。

局	政策局、総務局、環境創造局、港湾局、消防局、道路局
区	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ケ谷区、磯子区、金沢区

#### 2 津波警報及び大津波警報発表時の初動体制

津波予報区「東京湾内湾」に津波警報及び大津波警報が発表され、市内に震度5強以上の地震が発生していない場合は、避難指示を行うため、原則として職員はあらかじめ定められた動員先に動員し、災害対応を行うこととします。

この際、鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ケ谷区、磯子区、金沢区の8区は、津波情報等の収集や避難指示などの災害対応を行うものとします。

# 第19章 ライフラインの応急対策

ライフライン各事業者との連絡を強化し、各施設及び設備等に被害があった場合は、被害状況を早期に把握して速やかな応急対策に努めるものとします。

【主なライフライン事業者は資料編4-1を参照】

# 【第4部 復旧・復興対策】

# 第1章 復旧対策

### 第1節 被災者の生活援護

各種の支援制度については、平常時から広く市民、職員等に周知するとともに、災害時にも広報手段を活用した「横浜市被災者支援に関する各種制度」を広報し、迅速かつ適切な被災者支援の実施に努めます。

#### 1 生活相談

関係各局長及び区本部長は、被災した市民の生活の立直しを援護し、自力復興を援助するため、所管する業務に関する問い合わせ、相談、要望等に対応します。(ここでは、市民の安全が確保され、一応の落ち着きが見られるようになる発災後4日目以降とします。)

区本部長は、区民相談室を継続して開設し、市民生活の早期回復のための相談・要望等に対応すると ともに、相談等で得られた有用な情報を関係局と共有します。

#### 2 災害弔慰金等の支給等

(1) 被災者等に次の弔慰金等の支給等を行います。

名称	対象者	種別
災害弔慰金	遺族	支給
災害障害見舞金	精神又は身体に著しい障害を受けた者	支給
災害援護資金	家財等に被害のあった者(災害救助法の適用)	貸付
災害援護資金	<b>化</b> 配得###	<del></del>
(生活福祉資金)	低所得世帯 	貸付
災害見舞金·弔慰金	被災者又は遺族	交付

(2) 義援金の配分は、「義援金事務マニュアル」にそって、「義援金募集配分委員会」が決定し、区本部長が指定する場所で適正に配分することとします。

#### 3 被害認定調査と罹災証明

区本部長は、「震災時の被害認定(火災を除く)及び罹災証明発行の手引き」に基づき、被害認定調査 及び罹災証明の発行を行います。

#### (1) 被害認定調査

被害認定調査は、発災後、区域全体の被害状況を把握するための初期調査、発災後おおむね4日 目以降から、り災建物を個々に調査する第1次調査、おおむね20日目以降から、第1次調査の判定結 果を不服とする再調査申請に伴う再調査(第2次調査)を実施します。

調査の判定結果(全壊、大規模半壊、半壊等)により、各種支援制度の支援内容が異なることから、 区本部長は積極的な広報を行って調査への協力・理解を呼びかけるとともに、公平かつ公正な調査を 実施することとします。

#### (2) 罹災証明

罹災証明は、災害救助法及び被災者生活再建支援法や市税の減免を実施するにあたって必要とされる住家等の被害程度について、被災者の救済を目的として発行します。発災後おおむね20日目以降から、住家の罹災証明を優先して発行することとします。

(3) 被害認定調査及び罹災証明は、次の分担で行います。

区分	担当部署	証明権者
火災·消火損	消防地区本部	青葉消防署長
倒壊建築物等	区災害対策本部	市長

#### 4 市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等

災害により被害を受けたとき、所定の申請により、必要があると認められる場合は、市税の減免や、市税の延滞金の減免、市税の納期限の延長等を受けることができます。

また、災害復旧のための融資手続等を目的とした、納税証明書及び市民税課税(非課税)証明書(所得証明書)等の発行手数料の減免を受けることができます。

## 第2節 被災者の住宅確保及び応急修理・障害物の除去

1 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の供与は、災害救助法第23条に定める救助の収容施設の一つであり、原則として、県知事が実施します。市長は、県知事の行う応急仮設住宅の供与の実施に協力することとします。

応急仮設住宅の供与方法としては、建設仮設住宅と借上仮設住宅(みなし仮設住宅)によるものとします。

(1) 本市に委任を通知された場合の対応

多岐にわたる業務を調整し円滑に実施するため、関係局から職員を配置した「応急仮設住宅建設等推進室」を設置し、避難者の早期な住宅確保を推進します。

区本部は、「応急仮設住宅建設等推進室」と連携し、応急仮設住宅需要の把握、建設仮設住宅候補 用地の状況確認、入居者の募集全般、建物の維持管理、及び入居者支援等を行います。

#### (2) 入居者の選定等

#### ア 入居対象者

震災により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とします。

- (ア) 住家が全焼、全壊又は流出した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 生活保護法の被保護者並びに要保護者又は特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等又はこれらに準ずる経済的に援護を必要とする者

#### イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は、県が示した入居基準のもとに市が行います。

#### 2 住宅の応急修理(障害物の除去)

区本部長は、災害救助法が適用され住宅の応急修理(障害物の除去)が必要となった場合、応急修理 (障害物の除去)申込書の配布及び受付を行い、それを建築部に報告することとします。

# 第3節 災害廃棄物(解体廃棄物・有害廃棄物)の処理

- 1 倒壊した住居家屋や中小事業者の建物の解体作業及び、収集運搬、処理処分については、所有者・ 管理者が行うことが原則ですが、本市が必要と認めた場合は本市が行うこととします。
- 2 解体作業及び収集運搬、処理処分の経費については、所有者·管理者が負担することが原則ですが、 本市が必要と認めた場合は本市が負担することとします。
- 3 解体作業及び収集運搬、本市が必要と認めた場合、区本部長は市民より提出される解体撤去申請を受け付けることとします。

# 第2章 復興対策

横浜市では復興の理念として、「自助」、「共助」、「公助」の連携を図ることにより、地域力を生かした復興を行うこととし、震災復興事業については、都市復興、経済復興、住宅復興、生活・暮らし復興等、市民生活の全てにわたる分野を対象としています。

青葉区においても、市長を本部長とする震災復興本部と調整を行い、区別整備計画等を策定し、青葉区のまちづくり計画を生かしながら震災復興事業を進めることとします。

# 【第5部 帰宅困難者対策】

# 第1章 「帰れない」対策と「帰って来られない」対策

第1部第3章の被害想定では、青葉区においても約2万7千人もの帰宅困難者が発生するとの数字が出ています。その一方で、第1部第2章に記載していますが、青葉区の昼夜間人口比率は76%、区民の通勤先のうち東京都の占める割合は42%というデータから予測できるのは、青葉区の自宅に「帰って来られない」人も多数発生するということです。

このことから青葉区における帰宅困難者対策は、区内から「帰れない」対策と、区内に「帰って来られない」対策の2つを行います。

### 1 「帰れない」対策

帰宅困難者一時滞在施設などによる場所の提供や駅の混乱防止対策などを行います。

#### 2 「帰って来られない」対策

保護者が帰ってくるまでの間、留置きとなっている児童や生徒等の対策や、青葉区を離れている人に対する青葉区の状況提供などを推進していきます。

# 第2章 帰宅困難者事前対策

#### 1 区内各駅の混乱防止対策の推進

鉄道事業者、警察署、区役所、消防署等を構成員とする調整会議を開催し、情報の共有化や定期的な防災訓練を実施するなど、平常時からの連携強化を図ります。

#### 2 一時滞在施設の指定

区内各駅での帰宅困難者対策として、滞留者の安全の確保と災害関連情報を提供するための帰宅困難者一時滞在施設を指定します。また、指定にあたっては、駅周辺の公的施設及び民間施設等に対し協力を得ながら拡充を図ります。

【青葉区内の帰宅困難者一時滞在施設は資料編6-4を参照】

### 3 帰宅困難者の発生抑制に関すること

区内の事業所や学校等に対し、交通機関途絶時の従業員や生徒の留め置きや時差帰宅、食料等の備蓄について、協力を促します。

#### 4 備蓄品の確保

帰宅困難者向けの災害備蓄品等を、一時滞在施設として指定した施設と調整を行い備蓄していきます。 また、青葉区の自宅に保護者が帰って来られない間、各施設に留置きとなる児童等の食料の備蓄につい ても推進します。

# 第3章 発災時の対応

#### 1 「帰れない」人等への対応

### (1) 鉄道事業者との連絡体制

青葉区内には、東京急行電鉄田園都市線、こどもの国線及び横浜市営地下鉄線の路線があります。 災害時には連絡体制の確立が最も重要となりますが、現在2つの路線が交差する「あざみ野駅」と区役 所間の連絡体制を強化し、情報収集を的確に行うこととします。

#### (2) 一時滞在施設の開設

区災害対策本部は、駅事業者と情報の共有を行い、地震等により多くの帰宅困難者が発生した場合、 滞留者の安全の確保と災害関連情報を提供するための、事前に指定した施設等に対して帰宅困難者 一時滞在施設の開設を要請します。

なお、区災害対策本部と連絡が不能の場合及び施設側で必要と判断した場合には、自主的に開設 を開始します。

帰宅困難者一時滞在施設が開設された時は、区災害対策本部から関係機関に連絡し帰宅困難者 に情報提供等を行います。

一時滞在施設の開設期間は、原則として翌朝までとします。

#### 2 「帰って来られない」人等への対応

(1) 「帰って来られない」人等への情報提供について

施設や学校に留置きの児童等に関する情報に関しては、区役所で情報を集約し、区のホームページ「青葉区子ども関連施設被災状況」に掲載することとします。また、区内のコミュニティFMである「FMサルース」や都内のFM局と連携して、災害情報等を提供します。

また、FMサルーススマートフォンアプリにより、インターネット放送を通じて区内の災害情報を提供するなど、情報伝達手段の多重化を推進します。





## (2) 徒歩帰宅者への支援

徒歩帰宅者の支援拠点(水道水、トイレ、災害関連情報の提供等)となっているガソリンスタンドやコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の帰宅困難者支援ステーションに加え、青葉区として、国道246号線沿いに、トイレスペースを併用した休憩所の設置を推進していきます。



災害時帰宅支援 ステーションステッカー



災害時徒歩帰宅者支援 ステーションステッカー

# 【第6部 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応】

# 第1章 南海トラフ地震に関連する情報の発表

## 第1節 気象庁が発表する南海トラフ地震に関する情報

1 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件 南海トラフ地震に関連する情報は、以下の2種類の情報名で発表されます。

情報名	情報発表条件	
	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿い	
南海トラフ地震臨時情報	の大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査	
一円/#17ノ地辰師时用報	を継続している場合。	
	・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合	
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を	
	発表する場合	
	・南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会合における調	
	査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する	
	場合を除く)。	
	※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や	
	調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がありま	
	す。	

2 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件 「南海トラフ地震臨時情報」は情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」 等の形で情報発表されます。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5~30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿い
		の地震に関する評価検討会」を開催する場
		合
		・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震
		が発生
		・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共
		に、他の複数の観測点でもそれに関係する
		と思われる変化が観測され、想定震源域内
		のプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべ
		りが発生している可能性がある場合など、ひ
		ずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討
		が必要と認められる変化を観測
		・その他、想定震源域内のプレート境界の固
		着状態の変化を示す可能性のある現象が
		観測される等、南海トラフ地震との関連性の
		検討が必要と認められる現象を観測

地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界において、モー
		メントマグニチュード8.0以上の地震が発生
		したと評価した場合
	巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュ
		ード7.0以上の地震が発生したと評価した
		場合(巨大地震警戒に該当する場合は除
		<)。
		・想定震源域内のプレート境界面において、
		通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評
		価した場合
	調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれ
		にも当てはまらない現象と評価した場合。

### 第2節 異常な現象に伴う防災対策

1 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」として発表します。

その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行います。当該評価結果が、前節の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表されます。

異常な現象に対する評価	発表される情報	
半割れケース	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	
一部割れケース	<b>★次  二寸ル電吹けは却/□→ル電冷寺</b> )	
ゆっくりすべりケース	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) 	

#### 2 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

区民や企業等は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される最大クラス(M9クラス)の後発地震の発生を想定し、次のような防災対策を行います。

- (1) 巨大地震警戒対応
  - ア 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に、 国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えを再確認します。
  - イ 最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、巨大地震注意対応を行います。
  - ウ 2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意 しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行います。
- (2) 巨大地震注意対応
  - ア 発生直後、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合は、状況に応じて防災対策を準備・ 開始します。
  - イ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が出た場合、最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えの確認などの対応を行います。
  - ウ 1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意 しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行います。

## 3 臨時情報に対応した配備体制

南海トラフ臨時情報が発表された場合の対応は次のとおりとします。

(1) 市内で地震等が発生している場合

地震や津波が発生している場合又は大津波警報や津波警報・注意報が発表されている場合は、配備 基準に基づく体制を取ります。

(2) 市内で地震等が発生していない場合

気象庁が発表する情報に応じて、各区局必要な人員を配備します。

気象庁が発表する情報	配備体制
南海トラフ地震臨時情報(調査中)	通常体制にて情報収集
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	市·区災害対策本部
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	市·区警戒本部
南海トラフ地震臨時情報(調査終了)	通常体制

# 第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

### 第1節 区災害対策本部

- 1 区本部の設置
  - (1) 区長は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたときは、直ちに青葉区災害対策本部を設置します。
  - (2) 区本部長は、区本部を設置したときは、直ちにその旨を市本部長に報告するとともに、区本部の設置構成機関及び区内の防災関係機関等に通知する。

#### 2 区本部の廃止

巨大地震注意対応の旨が国から発表されたときは、区本部を廃止し、区警戒本部へ移行する。

### 第2節 区災害対策警戒本部

1 区警戒本部の設置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の伝達又は報道に接したときは、区警戒本部を設置します。

### (1) 組織構成

区警戒本部長	副区長
## <del>                                    </del>	副区長が編成する班及び資源循環局事務所、土木事務所、水道局地域
構成	サービスセンター及び消防署をもって構成する。

### (2) 区警戒本部会議

区警戒本部会議	区警戒本部長は、活動方針の伝達、災害応急対策の協議のため、必
の開催	要に応じて構成員を招集し区警戒本部会議を開催する。
職員の派遣	1 区警戒本部を構成する資源循環局青葉事務所長、土木事務所長、水
	道局水道事務所長又は消防署長は、区警戒本部長からの要請又は必要
	と認めるときは、所属職員の中から情報収集を行う者を指名し、区警戒本
	部に派遣する。
	2 区警戒本部長は、必要に応じて、市警戒本部に職員を派遣し、情報を
	収集する。
関係者の出席	区警戒本部長は必要に応じて区防災対策連絡協議会の構成機関等の
	出席を求める。

#### (3) 主な対応

主な対応	1 区庁舎内に区警戒本部を設置する。
	2 南海トラフ臨時情報に関する情報収集・伝達
	3 区警戒本部及び署所の職員配備状況の把握
	4 発災時の対応要領の検討(区災害対策本部設置準備)
	5 その他必要な措置
	所管する応急活動の準備を実施するとともに、区警戒本部長の災害応
構成署所等	急対策準備の指示又は要請に応ずる。ただし、所管局長の命を受け応急
の対応	活動準備を実施するため区警戒本部長の指示又は要請に応じられないと
	きは、区警戒本部長に対し、その旨を通報する。

## 2 区警戒本部の廃止

大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う旨が国から発表されたときは、区警戒本部を廃止します。